

Title	<翻訳>中国公安部「公安機関行政事件処理手続規 定」
Author(s)	坂口,一成
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 309-366
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71567
rights	
Note	

#### Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

# 中国公安部「公安機関行政事件処理手続規定」

成

坂

る(ともに新規定により廃止。二〇〇六年規定二一一条、現行規定二四〇条一項参照)。 年八月二四日に施行された同名規定があり、さらにその前身として二〇〇四年一月一日に施行された同名規定があ ている公安部「公安機関行政事件処理手続規定」である(なお同二四〇条一項参照)。その前身として、二〇〇六

以下に訳出するのは、中国(中華人民共和国。ただし香港・マカオを除く)で二〇一三年一月一日から施行され

い。そして、二〇一三年における刑事第一審終局件数が約九五万件(全体の判決発効人員総数は約一一六万人)で(3) 定めていない事項に関するより具体的な規定だけではなく、根拠となる法律には規定されていない権限を公安に付 政事件は、刑事事件よりも人々の日常生活により近い存在である。また、本規定には法律が一般的・抽象的にしか あったのに対し、治安事件の処理件数が約一二七五万件に達したことからもうかがえるように、公安機関が扱う行 理する際の手続を全般的に規定するものである。内容上、特に治安事件 出入境管理法(後述)等の実施細則に当たる行政規則であり、公安機関 本規定は行政処罰法、行政強制法、治安管理処罰法(本規定一条参照)や消防法、道路交通安全法、 (治安管理違反事件)に関係するものが多 (日本の警察に相当する) が行政事件を処 薬物禁止法

訳 動を規律する重要な「規範」であることから、その邦訳を公表する次第である。 査を認める)である。このように(こうした規定の問題性はさておき)本規定は実際に公安機関・人民警察官の活 与する規定もある。例えば四一条(安全検査)、六八条一項ただし書(一定の要件の下で検査証なしでの住居の検

なお、いくつか特記しておくべきことがある。

#### (1)

数字は項数)。孫茂利主編『公安機関辦理行政案件程序規定釈義与実務指南』(中国人民公安大学出版社、二〇一三 条文が複数の項からなっているときは、各項の冒頭に丸数字で項数を示した。【 】は各条の見出しである(丸

年)を参照しつつ、条文の内容を勘案して筆者が付した。[ ] 内は中国語である。目次は筆者が付した。 (二〇〇九年)一六九頁以下、上拂耕生「中国の行政強制法について――行政の法治化の観点から――」アドミニ なお、翻訳に際しては張光雲「中華人民共和国治安管理処罰法· ---翻訳および用語注· ——」専修法研論集四四号

ストレーション一九巻二号(二〇一三年)五九頁以下、射手矢好雄編集代表『中国経済六法(二〇一四年版)』(日

本国際貿易促進協会、二〇一四年)等の本規定の根拠法の邦訳を参照した。

# (2)

[。:;]は「。」と表記した。[,]は「、」と表記した。

場合のみならず、[以及]等のように併合的なそれを意味する場合もある。しかも[、]と[或者]・[以及] 「・」と表記した。ただし、末尾に[等]が付されている(例えば [ A 、 B 、C 等] )場合、および [ A 、 文中の字句の間に用いられる[、]は並列関係を示す。これは (例えば「又は」と「若しくは」のように)一定していない。いずれにせよ解釈の余地があるため [或者]等のように選択的な並列関係を意味する B或者

> (阪大法学) 64 (6-310) 1838 [2015.3]

り る。 [<u>〕</u> が用

後者を「追奪」(「追いかけて奪う」(『広辞苑

(第五版・DVD)』参照)という国語的意味)と訳すことにし

(以及) C] 等の形であり、 かつ、 並列が一段階しかないことが明確な場合 (そうでない場合として例えば八五条)

は、そうした問題がないと考えられることから、「、」と表記した。

(3)

一一九条四号)

ともある)。なお本規定における[違法]は、この表現が示唆するように違法一般を意味しているわけではなく. は 「人民裁判所」と訳した。[違法犯罪]は「違法・犯罪」と訳した(このように「・」を使うこ(8)

公安機関所管の行政法違反という意味に限定されていると考えられる(一条、二条一項参照)。本稿ではこれを

「違法」または「法違反」と訳した(原則として前者)。

[収繳]・[追繳] は訳しにくい用語である。 [繳] には

「引き渡させる」、「無理に取り上げる」という意味があ

措置とされ、 り(『中日大辞典 前者が不法財物を、後者が違法収益 (第三版)』(大修館書店)参照)、両者はともに対象を [扣留] (接収、 [違法所得] を対象とする点で異なる(エヒ) (本規定一六八条。治安管 留置の意)する行政

理処罰法一一条も同じであり、 本規定は主にこれを承けたもの)。そして両者は、臨時的措置とされる[扣押](本

処罰法はこれとは異なり、(13) 聞にして両者に対応・相当する日本法上の概念を知らないため、 稿では「差押え」と訳した)と異なり、処理的措置とされる(傍点は筆者による。以下同じ)。すなわち いられた後に、「不法財物・違法収益であることを確証すれば、法により [収繳]・[追繳] できる」とされて 行政処罰法は行政処罰の一種として不法財物および違法収益の「没収」を定める(八条三号)が、 そして [収繳]・[追繳] 前述のように、それぞれに対する[収繳]・[追繳]を強制措置として定める。 (4) の後、被侵害者等への返還、 国庫上納、 本稿では以上のことに鑑み、 廃棄等がなされる(本規定一七〇条参照)。 筆者は寡 治安管理 扣押

仮に前者を 収奪 64 (6-311) 1839 [2015.3]

訳

た。ただし、[収繳] は過料 [罰款] に対しても用いられる。この場合は「徴収」と訳した。(15)

翻 違法被疑者が分からない状況で公安機関に申告し、調査を求める行為を指す。本稿では「通報」と訳した)。[控 また、[控告]・[挙報]も悩ましい。(なお関連用語に[報案]がある。これは被害者等が違法事実を発見したが、

とにより、公安機関に違法被疑者の法的責任を法により追及する旨を求める行為」を指す。[挙報]とは「[単位] 告]とは「被侵害者およびその近親者・代理人が自己の人身権または財産権が違法被疑者の不法な侵害を受けたこ

1840

(6-312)

[2015.3]

実である点で日本法の「告訴」、「告発」とは異なる(ちなみに刑訴法も [報案]・[控告]・[挙報] を用いる)。だ 疑者を法により調査・処理する旨を請求する行為を指す」。内容上、これらは対象が犯罪事実ではなく「違法」事 (阪大法学) 64

(後述―筆者)および個人が違法事実および違法被疑者を発見し、公安機関に申告[告発]し、公安機関に違法被

が、他により適切な訳語が見当たらないため、本稿では次善の策として、違いを説明した上で、「告訴」、「告発」

と訳すことにした。

このほか、適切な訳語が見つからず、原語のまま表記したものもある。以下のとおりである。

[単位] これは「政府機関等の部門、勤務先を示す用語」である。

(境)入境] 出入境管理法八九条によれば、中国内地とその他の国または地域のみならず、それと香港・

マカオ、中国大陸と台湾との往来をも含む([出境入境] も「出入境」とした)。

規定二三条二項参照)。これはそうした調査を経る前の、証拠となりうる材料・資料を指す。(エド) 「証拠材料」「事件の結論の根拠」とするためには、証拠は調査により事実と確かめられなければならない

『中華人民共和国国務院公報』二〇一三年三号二四頁以下参照

1

2 行政規則は「国務院部門規則」と「地方政府規則」からなる(立法法七一・七三条)。「行政規則」については木間正

- 道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則 『現代中国法入門(第六版)』(有斐閣、二〇一二年)一〇四~一〇五頁
- 3 年)二~三頁参照 以上については孫茂利主編 『公安機関辦理行政案件程序規定釈義与実務指南』 (中国人民公安大学出版社、二〇一三
- $\overline{4}$ 『中国法律年鑑(二〇一四)』 (中国法律年鑑社、二〇一四年) 一一三三、一一四 二頁参照
- 5 利侵害の範囲も比較的広くなる」とし、行政規則による検査権に対する補充・ルール化に反省を呼びかける(同三〇六頁 民の権利にも及ぶ可能性があるため、 実務において、治安管理違反行為の調査において、検査権が及ぶ範囲は最も広く、違法被疑者の権利のみならず、 いて実務のニーズを満たすとしつつも、「①検査権が部門規則により拡張解釈され、改善された場合の効力は如何に。 李春華『治安管理処罰法通論』(中国人民公安大学出版社、二〇〇九年)三〇四~三〇六頁参照。 なお李は両者につ ひとたび検査権が不当に行使され、 ひいては検査権が違法に行使されれば、 その権 他の国
- (6)「中華人民共和国国家標準 標点符号用法」 発布、二〇一二年六月一日実施)四・五・三・一参照 (中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局 ·中国国家標準化管理委員会
- (7) その判断に際しては主に孫茂利・前掲注(3)を参考にした。
- 8 この点については拙著『現代中国刑事裁判論――裁判をめぐる政治と法』(北海道大学出版会、二〇〇九年)二頁参
- 9 その他の組織の財物に一時的な統制を実施する行為を指す」(行政強制法二条二項)。 険の拡大を抑制する等の事由のために、法により国民の人身の自由に一時的な制限を実施し、または国民、法人もしくは 「行政強制措置とは、 行政機関が行政管理過程で、違法行為を制止し、 証拠の損壊を防止し、 危害の発生を避け、
- 10 あると考える。 を指す」(孫茂利・前掲注(3)三四八頁)。なお、 [違法所得] とは「違法行為者が違法行為を実施したことにより得た贓物 贓物を対象とすることから、 [賍金、 [追繳] 賍物 を「追徴」と訳すことは不適当で およびその他の不法な利益
- 李元起・師維主編 『警察法通論』(中国人民大学出版社、二〇一三年)九九頁 [師·賈建平執筆] 参照!

 $\widehat{11}$ 

翻

- 12 いてであるが、栗津光世「中国における刑事附帯民事訴訟(二)」産大法学四二巻三号(二〇〇八年)三〇~三一頁は 物品押収」、「物品接収」という訳語を提案する。 以上については特に注記のない限り、孫茂利・前掲注(3)三四六~三四八頁参照。なお、 刑事訴訟法の [追繳]
- 13 特に「没取」と区別されていないことから、本稿では「没収」とした。 治安管理処罰法上の[没収]は保証金を対象とする(一一○条)。本規定にもこうした用法がある(二○六条二項等)。
- 余凌雲主編『治安管理処罰法的具体適用問題』(中国人民公安大学出版社、二〇〇六年)五九頁は「こうした処理は
- 15 なお、同法一一条二項は[追繳]の対象を「治安管理違反により得た財物」と定める。この点について岳光輝書五九頁 用教程』(中国人民公安大学出版社、二〇〇五年)五九頁 刑法と一脈相通じるものがある」と評する。 [申剣鋒執筆]は、「当該物を利用して経営を行い獲得した物質的利益」等も含まれると説く。 なお、治安管理処罰法上の[追繳]は「取り戻す[追回]法的措置」と説明される(岳光輝主編『治安管理処罰法実 〔申剣鋒執筆〕参照。また李春華・前掲注(5)七五頁も同旨)。
- (16) 以上について孫茂利・前掲注(3)一○六頁参照。
- $\widehat{17}$ 治安管理処罰法九五条三号参照。また本規定一四七条一項六号参照)。 された行為が最終的に犯罪と認定されることも、法律上、当然起こりうることとして想定されている(行政処罰法二二条 件処理手続規定」(二〇一三年一月一日施行)一七四条参照。このことは当人についても同じ)、また当初「違法」と判断 執筆〕参照)。実際、これらの段階で「違法」と犯罪の判別が可能とは限らず(本規定五一条、公安部「公安機関刑事事 手続法四章の二、三六条の三。平成二十七年四月一日施行)では少なくとも[控告]と[挙報]の区別ができない。なお 般に「違法」と犯罪は社会的危害性を軸に連続的に捉えられている(木間ほか・前掲注(2)三一五~三一六頁〔高見澤 例えば松尾浩也『刑事訴訟法(上・新版)』(弘文堂、一九九九年)四〇~四一頁参照。また「処分等の求め」(行政
- 18 宮坂宏編訳 『増補改訂現代中国法令集』(専修大学出版局、一九九九七年)「はじめに」参照
- 証拠材料というほかなく、事件の結論の根拠とすることはできない」とする。 和刑事司法銜接的理論与実践』 例えば張倩「行政執法与刑事司法銜接之証拠転換 (中国検察出版社、二○一三年)五四頁は「証拠は調査により事実と確かめられるまでは。 -兼論新《刑事訴訟法》第五二条第二款」揚永華主編

(阪大法学) 64 (6-314) 1842 [2015.3]

# 公安部「公安機関行政事件処理手続規定」

(二〇一二年一二月三日採択、同月一九日発布、二〇一三年一月一日施行)

第一

第四章

第六章 第五章 簡易手続 期間および送達

第七章 第一節 調査·証拠採取 一般規定 [調査取証]

事件受理

第五節 第四節 鑑定 検証・検査 第三節

詢問

第七節 第六節 識別 証拠保全

第八章 聴聞手続

第一節 一般規定

聴聞人員および聴聞参加者

第三節 聴聞の告知、 申立ておよび受理

第九章 第四節 行政処理決定 聴聞の開催

行政処理の決定

第一節

行政処罰の適用

第一一章 第一〇章 執行 事件関連財物の管理および処理 治安調停

第一節 一般規定 過料の執行

第三節 第二節 その他の処理決定の執行 行政拘留の執行

四章 事件の終結 渉外行政事件の処理

第一三章

第四節

五章 附則

翻

#### 第一章 総則

# 【制定の目的および根拠

民、法人およびその他の組織の合法的権利利益を保護する 行政強制法」、「中華人民共和国治安管理処罰法」等の関係 ために、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国 安機関が行政事件の処理において職責を正しく履行し、 公安機関が行政事件を処理する手続を規範化し、 公 国

【①行政事件の定義、②公安機関の定義】 法律・行政法規に基づき、本規定を制定する。

定する事件を指す。 および強制隔離薬物禁絶治療、収容教育等の処理措置を決 法規および規則の規定により違法行為者に対して行政処罰 本規定における行政事件とは、公安機関が法律、

業務部門および出入境審査ステーションを指す。 派出所、法により独立の法執行主体資格を有する公安機関 本規定における公安機関とは、県級以上公安機関、 公安

を準則としなければならない。 行政事件を処理するときは、事実を根拠とし、

法律

【事実を根拠とし、法律を準則とする原則

第四条 【事件処理において遵守すべき原則】 行政事件を処理するときは、 合法・公正・公開・

速の原則を遵守し、

人権を尊重し、

および保障し、国民の

迅

(教育と処罰の結合の原則

人格の尊厳を守らなければならない。

第五条 行政事件を処理するときは、教育と処罰の結合の原

を遵守するよう教育しなければならない。

則を堅持し、国民、法人およびその他の組織が自主的に法

【未成年者の合法的権利利益の保障】

第六条 未成年者の行政事件を処理するときは、未成年者の

心身の特徴に基づき、その合法的権利利益を保障しなけれ

ばならない。

【自民族の話し言葉・文字を使用する権利の保障】

第七条 行政事件を処理するに当たり、

少数民族が集居

通暁していない当事者については、その者達に通訳を提供 ない。現地で通用している話し言葉・文字 [語言文字] に 用している話し言葉 [語言] を用いて詢問しなければなら または多民族が共同で居住する地域においては、現地で诵

【法執行行為規範】

しなければならない。

第八条 公安機関人民警察官が事件処理に当たり職務を懈怠 犯罪を構成するときは、 求し、またはそれから収受した場合は、法により処分する。 し・私情により不正をし・職権を濫用し・他人に財物を要 法により刑事責任を追及する。

(阪大法学) 64 (6-316) 1844 [2015.3]

# 第二章 管轄

## 【土地管轄】

② 違法行為者居住地の公安機関に管轄を引き渡した行政事証拠を収集し、かつ、違法行為者居住地の公安機関が調証拠を収集し、かつ、違法行為者居住地の公安機関が調証がを収集し、かつ、違法行為者居住地の公安機関に管轄を引き渡した行政事

## 【管轄の競合】

● では、主な違法行為地の公安機関が管轄することがでなときは、主な違法行為地の公安機関が管轄する。必要件については、最初に受理した公安機関が管轄する。必要第一○条 複数の公安機関がいずれも管轄権を有する行政事

## 管轄指定

第一一条①

管轄権に争いが生じたときは、

共通する上級の

し、または管轄を指定することができる。② 重大・複雑な事件について、上級の公安機関は直接処理

管轄する。

公安機関に管轄を指定する旨を願い出る。

安機関に書面で通知しなければならない。 きは、管轄の指定を受けた公安機関およびその他の関係公③ 上級の公安機関が直接処理し、または管轄を指定すると

書面で通知する。 書面で通知する上級の公安機関に移送し、速やかに当事者に件記録資料[案巻材料]を管轄の指定を受けた公安機関ま通知を受領した日から管轄権を行使せず、かつ、直ちに事通知を受理していた公安機関は上級の公安機関の書面の

## 【管轄の分担】

第一二条① 鉄道公安機関は列車上、駅業務区域内、鉄道系第一二条① 鉄道公安機関は売売航路管理機構の管理する車輪船上・で、で、または鉄道線路上に障害物を放置し、または鉄道施設を損壊し、移動させる等して鉄道運輸の安全に影響を及ぼす可能性があり・鉄道施設を窃取した行政事件を管轄するで、一、大道系機関は列車上、駅業務区域内、鉄道系第一二条① 鉄道公安機関は列車上、駅業務区域内、鉄道系

③ 民用航空公安機関は林区内で発生した行政事件を業務区域内および民用航空機上で発生した行政事件を管轄する。

(阪大法学) 64 (6-317) 1845〔2015.3〕

隊等の単位内で発生した行政事件を管轄する。

翻

(5) 執行を妨害した治安事件を管轄する。 税関密輸取締機構は税関密輸取締警察官の法による職務

【公安と軍が関係する事件の管轄】

第一三条 規定する。 管轄の分担は公安部および中国人民解放軍総政治部が別に 公安機関と軍隊の相互に関係する公安行政事件の

#### 第三章 回避

#### 回避

第一四条 達の回避を要求する権利を有する。 る事由のいずれかがあるときは、自ら回避の申立てをしな ければならず、事件当事者およびその法定代理人はその者 公安機関責任者・事件担当人民警察官は次に掲げ

に影響する可能性があるとき。 本件当事者とその他の関係があり、事件の公正な処理 本人またはその近親者が本件と利害関係があるとき。 本件の当事者または当事者の近親者であるとき。

【公安機関責任者・事件担当人民警察官による回避の申立

T

第一五条 公安機関責任者・事件担当人民警察官が回避の申 立てをするときは、 理由を説明しなければならない。

【回避決定権者】

第一六条 事件担当人民警察官の回避は、その所属公安機関

関が決定する。

関が決定する

が決定する。公安機関責任者の回避は、

直近上級の公安機

【当事者等による回避の申立て】

第一七条 当事者およびその法定代理人が公安機関責任者・ たときは、公安機関は事件記録に記録しなければならない。 事件担当人民警察官の回避を要求する場合は、申立てをし、 かつ、理由を説明しなければならない。口頭で申立てをし

[回避決定の期限]

第一八条 当事者およびその法定代理人がした回避の申立て 決定し、かつ、申立人に通知しなければならない。 について、公安機関は申立てを受領した日から二日以内に

【回避の指令】

第一九条 公安機関責任者・事件担当人民警察官に回避しな ければならない事由のいずれかがあり、本人が回避を申し 機関はその者に回避を指令することができる。 てなかったときは、その回避を決定する権限を有する公安 立てず、当事者およびその法定代理人もその回避を申し立

【鑑定人および通訳人の回避】

第二〇条① 行政事件の調査過程において、鑑定人および通

訳人について回避を必要とするときは、本章の規定を適用 鑑定人・通訳人の回避は、選定または嘱託をした公安機

> (阪大法学) 64 (6-318)1846 (2015.3)

第二一条① 【①回避決定前の調査不停止、 八民警察官は行政事件の調査を停止してはならない。 公安機関が回避の決定をするまでは、事件担当 ②回避決定後の関与禁止】

に参加してはならない。 察官は当該行政事件の調査および審査確認・審査承認業務 回避の決定をした後、公安機関責任者・事件担当人民警

第二二条 回避決定前の調査の有効性 回避の決定を受けた公安機関責任者、事件担当人

公安機関が事件の状況に基づき決定する。 に関係する活動が有効であるか否かは、 民警察官、 鑑定人および通訳人が回避決定の前にした事件 回避の決定をした

#### 第四章 証 拠

【①証拠の概念および種類、 ②証拠運用原則

第二三条① の証拠は次のものを含む。 いずれも証拠である。公安機関が行政事件を処理するとき 事件事実の証明に用いることができる材料は、

物証。

書証。

被侵害者の陳述およびその他の証人の証言。

兀 違法被疑者の陳述および弁解

六 Ŧī. 検証・検査・識別調書、 鑑定意見。 現場調書

> 2 七 視聴覚資料・電子データ。

事件の結論の根拠とすることはできない。 証拠は必ず調査により事実と確かめられた後でなければ

【①法による証拠収集、②不法収集証拠排除法則

を収集しなければならない。 法違反をしたか否か・違法の情状の軽重を確証しうる証拠 第二四条①

公安機関は必ず法定手続により、

違法被疑者が

きは、補正し、または合理的な説明をしなければならない とすることはできない。 よび弁解ならびに暴行、 強要等の不法な方法を用いて収集した違法被疑者の陳述お により証拠を収集することを厳禁する。拷問による自白 補正し、または合理的な説明をすることができないときは 致せず、法執行の公正さに著しく影響する可能性があると 侵害者の陳述・その他の証人の証言は、事件の結論の根拠 拷問による自白の強要および威迫、欺罔等の不法な方法 物証・書証の収集が法定手続に合 威迫等の不法な方法で収集した被

第二五条① 【①証拠収集・取寄せ時の告知義務、②取寄せの手続 を提供しなければならない旨を告知し、 集・取寄せをするに当たり、それに必ずありのままに証拠 事件の結論の根拠とすることはできない。 の偽造・隠匿・損壊をし、 公安機関は関係単位および個人から証拠の収 虚偽の証言を提供したときに負 かつ、

それに証拠

うべき法的責任を告知しなければならない。

[2015.3] (阪大法学) 64 (6-319) 1847

② 関係単位および個人から証拠を取り寄せる必要がある場の 関係単位および個人から証拠を取り寄せる必要がある場別事件処理部門責任者の承認を経て、証拠取

物証に対する要求

採取過程を固定化しなければならない。

機関は録音、録画等の方式を用いて証拠の内容および証拠

は原物の外形もしくは内容を反映するに足る写真・映像をは法により返還しなければならないときは、撮影し、またにより関係部門が保管・処理をしなければならず、もしくにより関係部門が保管・処理をしなければならず、もしく 収集取寄せをする物証は原物でなければならな

することができる。
② 物証の写真・映像は、原物と違いがないと確認され、まで成することができる。

【書証に対する要求】

写しを使用することができる。 ない。原本の取得が確かに困難であるときは、副本または第二七条① 収集・取寄せをする書証は原本でなければなら

たは鑑定により真実と証明されたときは、証拠として使用② 書証の副本・写しは、原本と違いがないと確認され、ま

証の副本・写しが書証原本およびその内容を反映できないあり、合理的な説明をすることができないとき、または書することができる。書証に書換えもしくは書換えの痕跡が

【写し等作成時の要求】

ときは、証拠として使用することができない。

者または所持単位の関係者が署名しなければならない。在に関する文字説明を付し、かつ、作成者および物の所持し、物証の写真・映像は、作成過程および原本・原物の所第二八条 書証の副本・写し、視聴覚資料・電子データの写

刑事事件の処理過程で収集した証拠材料は、行政事件の証第二九条 刑事事件から行政事件に変更して処理するときは【刑事事件から行政事件に変更したときの証拠の転換】

第三〇条① およそ事件の状況を知っている者には、証言の【①証言義務、②証人適格】

拠として使用することができる。

② 生理的・精神的な欠陥があり、または年少のため、是義務がある。

を弁別できず・正確に表現できない者は、証人になること

ができない。

プライバシーについて、秘密を保持しなければならない。するに当たり、関係する国家秘密、営業秘密または個人の第三一条 公安機関およびその人民警察官は行政事件を処理【秘密保持義務】

(阪大法学) 64 (6-320) 1848 [2015.3]

# 第五章 期間および送達

## 【期間の計算】

第三二条 期間は時・日・月・年で計算し、期間の開始の時第三二条 期間は時・日・月・年で計算し、期間満了日までとら由かるまたは日は算入しない。法律文書の送達の期間には途上のまたは日は算入しない。法律文書の送達の期間には途上の第三二条 期間は時・日・月・年で計算し、期間の開始の時第三二条 期間は時・日・月・年で計算し、期間の開始の時

2

# 【法律文書の送達】

ならない。

遵守しなければならない。

一 簡易手続により現場処罰決定をする場合は、決定書をその場で被処理者に交付し、かつ、届け出る決定書に被処罰者が拒んだときは、届け出る決定書に事件担当人民警察官が注記する。 本項第一号に規定するほか、行政処罰決定およびその他の行政処理決定をするときは、宣告後に決定書をその他の行政処理法でするときは、宣告後に決定書をその他の行政処理法でするときは、宣告後に決定書を

3

ときは、

送達したものとする。被処理者が拒んだときは

に添付する決定書に被処理者が署名し、

または指印した

ならず、治安管理処罰決定は二日以内に送達しなければ定をした七日以内に決定書を被処理者に送達しなければする。被処理者がその場にいないときは、公安機関は決事件記録に添付する決定書に事件担当人民警察官が注記

) 法律文書を送達する場合はまず直接送達の方式により、 受送達者本人に交付しなければならない。受送達者が不在 受送達者本人に交付しなければならない。受送達者が不在 受送達者本人に交付しなければならない。受送達者が不在 要送達者本人に交付しなければならない。受送達者が不在 ではその他の立会人をその場に招請し、状況を説明することができ、また受取りを拒む状況を録音録画することもでき、文書を受送達者のところに置き、事件記録に添付する き、文書を受送達者のところに置き、事件記録に添付する き、文書を受送達者のところに置き、事件記録に添付する さ、文書を受送達者のところに置き、事件記録に添付する は律文書に拒否の事由・送達日を注記し、送達者・立会人 が署名し、または指印したときは、送達したものとみなす。 が署名し、または指印したときは、送達したものとみなす。 が署名し、または指印したときは、送達したものとみなす。 が理送達を嘱託し、または郵便送達する。

日より少なくてはならない。
式は国民の知悉に便利でなければならず、公示期間は六〇式は国民の知悉に便利でなければならず、公示期間は六〇

(阪大法学) 64 (6-321) 1849 [2015.3]

翻

# 第六章 簡易手続

# (現場処罰の適用要件)

することができ、禁制品があるときは、その場で収奪するいずれかがある場合は、人民警察官はその場で処罰決定を第三四条① 違法の事実が確かで、かつ、次に掲げる事由の

○元以下の過料または警告に処するとき。 一 治安管理違反行為者または道路交通違法行為者を二○

ことができる。

- よ警告に処するとき・単立を一○○○元以下の過料また二 その他の違法行為をした個人を五○元以下の過料また下の過料または警告に処するとき。 田入境審査機関が出入境管理違反行為者を五○○元以一 出入境審査機関が出入境管理違反行為者を五○○元以
- 法律に規定する現場処罰をすることができるその他のは警告に処するとき。は警告に処するとき・単位を一○○○元以下の過料または警告に処するとき・単位を一○○○元以下の過料また

を適用しない。② 売春・買春・賭博・薬物に関係する事件には、現場処罰

事由

# 【現場処罰の実施手続】

い。 現場処罰は次の手続により実施しなければならな

一 証拠を収集する。 違法行為者に法執行身分を示す。

出なければならない。

四 違法行為者の陳述および弁解を十分に聴取する。違法により有する陳述権および弁解権を告知する。理由および根拠を口頭で告知し、かつ、違法行為者が法

違法行為者に行政処罰決定をしようとしている事実

五 現場処罰決定書を作成し、かつ、その場で被処罰者には、採用しなければならない。

かったときは、被処罰者に所定の期限内に指定の銀行で作成し、被処罰者に交付する。その場で過料を徴収しな六 その場で過料を徴収するときは、同時に過料受領書を

交付する。

【①警察官の員数、②届出】

過料を納付する旨を告知しなければならない。

ときは、帰還してから二四時間以内に所属公安機関に届け② 人民警察官がその場で行政処罰決定をしたときは、決定② 人民警察官がその場で行政処罰決定書を所属公安機関をしてから二四時間以内に現場処罰決定書を所属公安機関をしてから二日以内に所属公安機関交通管理部門に届け出なければならない。旅客列車・民用航空機・水上で行政処罰決定をしたときは、決定ない。旅客列車・民用航空機・水上で行政処罰決定をしたときは、人民警察第三六条① 簡易手続を適用して処罰するときは、人民警察

(阪大法学) 64 (6-322) 1850〔2015.3〕

#### 第七章 調査・ 証拠採取

#### 第一節 般規定

【一般原則

第三七条 的・網羅的に証拠材料の収集・取寄せをし、かつ、審査 行政事件を調査するときは、 合法・迅速・客観

確認をしなければならない。

第三八条

調査を要する事件事実は次のものを含む。

【要調査事実】

違法行為の存否。

違法被疑者の基本的状況

四

違法行為を実施した時間、

地点、手段、結果およびそ

違法行為は違法被疑者が実施したものであるか否か。

Ŧī. の他の情状 違法被疑者に法定の行政処罰をより重くし、より軽く 減軽し、および科さない事由があるか否か。

事件に関係するその他の事実。

【業務紀律】

第三九条 密の漏洩を防止しなければならない。 公安機関が調査・証拠採取をするときは、 業務秘

第四〇条 り少なくてはならず、 調査・証拠採取をする時は、 かつ、法執行身分を示さなければな 人民警察官は二人よ

【基本的要求】

【違法被疑者に対する安全検査】

第四一条① 器具、武器、易燃爆発等の危険物および事件に関係する証 拠とする必要のある物を発見したときは、直ちに差し押さ ついては安全検査をしなければならず、禁制品または管制 調査して捕まえ、または出頭した違法被疑者に

する必要はない。 をしなければならない。安全検査については検査証を発付 係のない物については、 関係規定により登録・保管・還付 えなければならない。違法被疑者が携帯している事件に関

第四四条ならびに本章第七節の規定を適用する。 前項に規定する差押えについては本規定第四三条および

【事件処理中に使用可能な行政強制措置】

第四二条 行政強制措置をとることができる。 行政事件を処理するときは、 法により次に掲げる

等の強制措置をとる。 時封印、 物・施設・場所に対しては差押え、留置 封印、 先行登録保存、 標本抽出による証拠採取 [扣留]、

問 制限等の強制措置をとる。 [盤問]、強制召喚、 強制検査、 審查拘留、 活動範囲

違法被疑者に対しては保護的拘束措置、

継続的職務質

第四三条① 【行政強制措置の実施手続】 行政強制措置を実施するときは、

次に掲げる規

[2015.3] (阪大法学) 64 (6-323) 1851

ー 毛塩ガニよここので後見ずら定を遵守しなければならない。

に注記する。 当事者に出頭を通知し、その場で当事者に行政強制措一 当事者に出頭を通知し、その場で当事者が出ほしなかったとき 置をとる理由・根拠および当事者が法により有する権 置をとる理由・根拠および当事者が法により有する権

三 当事者の陳述および弁解を聴取する。

現場調書を作成し、当事者および事件担当人民警察官

よび事件担当人民警察官が調書に署名し、または押印すに注記する。当事者がその場にいないときは、立会人おが署名し、または押印し、当事者が拒んだときは、調書

る

告知・通知の状況または家族に通知するすべがない原因場合は、その場で当事者の家族に強制措置を実施する公安機関、理由、地点および期間を告知しなければならない。その場で告知するすべがないときは、強制措置実施方式で通知しなければならない。身元不明、家族の連絡先の提供拒否、または自然災害等の不可抗力により通知方式で通知しないときは、通知しなくともよい。家族へのするすべがないときは、通知しなくともよい。家族へのするすべがないときは、通知しなくともよい。家族へのするすべがないときは、通知しなくともよい。家族へのするすべがないときは、通知しなくともよい。家族へのするすべがないときは、通知するうでが強い原因

法律・法規に規定するその他の手続。は詢問調書に注記しなければならない。

② 検査に当たり行政強制措置を実施するときは、

検査調書

【緊急時の行政強制措置】

を作成し、現場調書は作成しない。

【継続的職務質問】

第四五条① 社会秩序を維持するため、人民警察官は違法の第四五条① 社会秩序を維持するため、人民警察官は違法の第四五条② はいるため、人民警察官は違法の第四五条② はいるため、人民警察官は違法の第四五条② はいるため、人民警察官は違法の第四五条② はいるため、人民警察官は違法の第四五条② はいるため、人民警察官は違法の表した。

の承認を経なければならない。

とができる。真の氏名・住所・身元を述べず、かつ、二四 除することができない者については、 時間以内になおその違法・犯罪の嫌疑を確証し、または排 間以内にその違法・犯罪の嫌疑を確証し、または排除する ことが確かに困難であるときは、二四時間まで延長するこ 継続的職務質問の時限は一般に一二時間とする。一二時 四八時間まで延長す

【酩酊している違法被疑者の拘束】

ることができる

第四六条① を通知することもでき、必要なときは病院に送り酔いを醒 をとって拘束することができ、またその家族、親族・友人 だし手錠、 束帯または警縄等を使用して拘束することができるが、 まさせる。起居動作を制御できない酩酊者については、 ある場合は、その者に対して酔いが醒めるまで保護的措置 [親友]または所属単位にその者を引き取って監護する旨 または他人の人身、 違法被疑者が酩酊状態にあり、本人に危険があ 足枷等の戒具を使用してはならない。 財産もしくは公共の安全に脅威が た 拘

#### 事件受理 事件受理

第四七条① 事件受理登録表を作成し、かつ、それぞれ次のように処理 管部門・司法機関が移送してきた事件を、速やかに受理し、 行し、または違法被疑者が出頭し、およびその他の行政主 公安機関は通報し、告訴し、告発し、

に調査処理をしなければならない。 当該単位の管轄範囲に属する事項については、 速やか しなければならない。

- 一 公安機関の職責範囲に属するが、当該単位の管轄に属 さないときは、受理後二四時間以内に管轄権のある単位 が処理するためにこれに移送し、かつ、通報者・告訴
- 三 公安機関の職責範囲に属さない事項については、 公安機関は事件を受け付けた時に、事件受理確認書一式 者・告訴人・告発人・連行者・出頭者にその他の関係主 人・告発人・連行者・出頭者に告知しなければならない 管機関に通報し、または出頭する旨を書面で告知する。
- 第四八条① 【①管轄移送前の先行処置、 発見した違法行為については、第一項の規定を適用する 公安機関およびその人民警察官が日常の法執行勤務中に 公安機関の職責範囲に属するが、当該単位の管 ②移送時の再起算

交付し、一部を事件記録に添付する。

時間は詢問・調査確認 [詢問査証] の時間に算入しない。

直ちに拘束を解き、 ばならない。

かつ、

詢問しなければならない。拘束

酩酊者が酔いから醒めたことを確認した後、 担当者を指定し、これが厳重に看護しなけれ

拘束中は、

二部を作成し、一部を通報者・告訴人・告発人・連行者に (阪大法学) 64 (6-325) 1853 [2015. 3)

2

置またはその他の処置措置をとらなければならず、その後 関およびその人民警察官は法により先行して必要な強制措 轄に属さない事件について、次に掲げる事由のいずれかが あるときは、事件を受理し、または事件を発見した公安機

管轄権のある単位に移送してこれが処理する。

違法被疑者が現に危害行為を実施しているとき。

されたとき れた現行犯が大衆により公安機関に連行されてきたとき。 逃走中の違法被疑者がすでに捕まえられ、または発見 現に違法行為を実施し、または法違反後直ちに発見さ

間および差押え等の措置の期間は改めて起算する。 Ŧī. 行政事件の管轄を移送するときは、 緊急措置をとらなければならないその他の事由 詢問・調査確認の時

人が死傷し、直ちに救急措置をとる必要があるとき。

第四九条 【通報者の秘密保持】 通報者が自己の氏名および通報行為の公表を望ま

【通報者等提供の証拠の登録および保管】

その者のために秘密を保持しなければならない。 ないときは、公安機関は事件受理登録時に注記し、

第五〇条 ときは、写真撮影・録音・録画をしなければならない。事 した関係証拠材料、物等については登録し、証拠受領目録 通報者・告訴人・告発人・連行者・出頭者が提供 かつ、 適切に保管しなければならない。必要な

ばならない。

件移送時に、関係証拠材料および物を併せて送致しなけれ

【刑事事件か行政事件かを確定できないときの処理】

第五一条 発見し、または受理した事件について一時的に刑 事事件か行政事件かを確定するすべがないときは、 犯罪を構成する嫌疑があると思料するときは、「公安機関 件の手続により処理することができる。処理過程において、 行政事

刑事事件処理手続規定」により処理しなければならない。

第三節 詢問

【違法被疑者詢問の地点】

第五二条 違法被疑者を詢問するときは、違法被疑者の住処 または単位ですることができ、また違法被疑者をその所在 市・県内の指定の地点に召喚してすることもできる。

関する告知・通知

【①②召喚・口頭召喚の要件、③強制召喚の要件、④召喚に

かつ、

第五三条① 違法被疑者を召喚して調査を受けさせる必要が または出入境審査機関の責任者の承認を経て、 かつ、詢問調書に違法被疑者が出頭した経緯、出頭の時間 民警察官は職員証を提示して、口頭で召喚することができ あるときは、公安派出所、県級以上公安機関事件処理部門 および退去の時間を注記する。 いて召喚する。現場で発見した違法被疑者については、 召喚状を用

> (6-326) 1854 [2015.3] (阪大法学) 64

- 2 るときは、 主管人員およびその他の直接的責任者を召喚する必要があ 単位が公安行政管理規定に違反し、 前項の規定を適用する。 その責任を直接負う
- 召喚者の家族に通知するときは、 かつ、その家族に通知しなければならない。公安機関が被 により手錠、 強制召喚をすることができる。強制召喚をするときは、法 件処理部門または出入境審査機関の責任者の承認を経て、 違法被疑者については、 び法律に強制召喚をすることができると規定するその他の た治安管理・消防安全管理・出入境管理違反の被疑者およ 正当な理由なく召喚を受け入れず、または召喚から逃げ 公安機関は召喚の原因および根拠を被召喚者に告知し、 警縄等の拘束的戒具を使用することができる。 公安派出所、 本規定第四三条第一項第 県級以上公安機関事
- 五号の規定を適用する

する。

# 【召喚状による召喚後の手続】

第五四条 者が召喚状に出頭および退去の時間を記入し、かつ、署名 件担当人民警察官が召喚状に注記しなければならない。 しなければならない。 喚されて出頭した後、および詢問・調査確認終了後、その 召喚状を用いて召喚した場合は、違法被疑者が召 記入または署名を拒んだときは、 事

## 第五五条① 調査確認をしなければならず、 召喚された違法被疑者については、 詢問・調査確認の時間 速やかに詢

送り、

かつ、

待合室の管理規定により執行することができ

【召喚後の時間的制限

行為に法により行政拘留処罰を適用する可能性があるとき は八時間を超えてはならない。 連続して召喚する形式で形を変えて違法被疑者を拘禁し 詢問・調査確認の時間は二 一四時間を超えてはならない。 事件の状況が複雑で、

てはならない。

【自首・大衆連行の違法被疑者の詢問・調査確認

第五六条① を行い、 確認の時間については本規定第五五条第一項の規定を適用 および退去の時間を明記しなければならない。 た違法被疑者について、公安機関は直ちに詢問 かつ、 自ら出頭して自首し、 詢問調書に違法被疑者の出頭の経緯・ または大衆が連行してき 詢問 ·調査確認 出 頭

2 規定を適用してその家族に通知しなければならない。 疑者について、公安機関は本規定第四三条第一項第五号の 自ら出頭して自首し、 または大衆が連行してきた違法被

【違法被疑者詢問に関する要求】

第五七条①

違法被疑者を詢問するときは、

処理場所で行わなければならない。

3 2 な休息時間を保証し、 詢問・ 詢問・ 調査確認の期間中は違法被疑者の飲食および必要 調査確認の合間の期間中、 かつ、 詢問調書に注記しなければな

違法被疑者を待合室に 公安機関の事件 (阪大法学) 64 (6-327) 1855 [2015.3]

個別の詢問

る。

第五八条 違法被疑者、被侵害者またはその他の証人を詢問

するときは、個別に行わなければならない

【違法被疑者の初回詢問時の要解明事項】

第五九条① ことがあるか否か等の状況を質問して明らかにしなければ 者の氏名・生年月日・戸籍所在地・現住所・身分証の種類 ならない。必要なときは、さらにその主な家族、 絶治療・コミュニティ内薬物禁絶治療・収容矯正を受けた 罰または行政拘留・労働矯正・収容教育・強制隔離薬物禁 および番号、各級人民代表大会代表であるか否か、 違法被疑者を初めて詢問する場合は、違法被疑 勤務単位、 刑事処

しなければならない。必要なときは、さらにその在華関係 明らかにしなければならない。 の種類、 たってさらにその国籍、 違法被疑者が外国人である場合は、初めて詢問するに当 入境時間、 入境事由等の状況を質問して明らかに 出入境証の種類および番号、査証

【権利義務の告知

者等の状況を質問して明らかにしなければならない。

第六〇条 に偽証し、または証拠を隠匿したときに負うべき法的責任 まに証拠・証言を提供しなければならない旨、 詢問するに当たっては、 被詢問者に必ずありのま および故意

> を告知しなければならない。 本件と関係のない問題については回答を拒む権利がある旨

第六一条 【未成年者詢問時の立会い】 他の監護人に立会いを通知しなければならず、その父母ま 未成年者を詢問するときは、その父母またはその

確かに通知するすべがなく、または通知後に立ち会わな ることもできるとともに、関連状況を事件記録に記録する。 基層組織または未成年者保護組織の代表に立会いを通知す 成年者のその他の成年親族、所属する学校・単位・居住地 たはその他の監護人が立ち会うことができないときは、

第六二条① 通訳 況ならびに通訳人の氏名、 かったときは、詢問調書に注記しなければならない。 援助の提供があり、 聾唖者を詢問するときは、手話に通暁した者の かつ、 住所、 詢問調書に被詢問者の聾唖の状 勤務単位および連絡方法

[文化程度]、民族、身体の状態等の状況を質問して

2 詢問者については、その者のために通訳人を配備し、 詢問調書に通訳人の氏名、住所、 現地で通用している話し言葉・文字に通暁していない被 勤務単位および連絡方法

を注記しなければならない。

【①②調書作成方法、③詢問の全過程録音・録画】 を注記しなければならない。

第六三条①

詢問調書は被詢問者が確認するためにこれに交

読解能力がない者については、その

付しなければならず、

(阪大法学) 64 (6-328)1856 [2015.3]

ばならない。被詢問者は調書に誤りがないことを確認した 警察官は詢問調書に注記しなければならない。 ならない。署名および指印を拒んだときは、事件担当人民 があるときは、 者に読み聞かせなければならない。 詢問調書の各ページに署名し、または指印しなければ かつ、その者に修正箇所に指印する旨を求めなけれ 被詢問者が更正し、または補充することを 記録に誤りまたは遺漏

通訳人は詢問調書の末尾に署名しなければならない。 事件担当人民警察官は詢問調書に署名しなければならず、 かつ、

(3) 録音・録画資料の完全性を保持する。 詢問時は、 全過程の録音・録画をすることができ、

第六四条 【書面資料の自主的提供 |面資料を提供する旨を請求した場合は、 違法被疑者、被侵害者またはその他の証人が自ら

被疑者、 らない。 面資料を受領した後、 または指印しなければならない。 ならない。プリントアウトした書面資料については、 提供する書面資料の末尾に署名し、または指印しなければ できる。 被侵害者またはその他の証人に自筆する旨を求めることも 違法被疑者、被侵害者またはその他の証人はその 被侵害者またはその他の証人は各ページに署名し、 必要なときは、事件担当人民警察官は違法被疑者、 最初のペー 事件担当人民警察官は書 ジに受領日を注記し、 認めなければな か

署名しなければならない。

第六五条 【違法被疑者の陳述および弁解】

および弁解については、確かめなければならない。 および弁解を聴取しなければならない。 違法被疑者を詢問するときは、 違法被疑者の陳述 違法被疑者の

【被侵害者・証人・関係者への詢問】

第六六条①

被侵害者、その他の証人またはその他の事件関

その申し出た地点で行うこともできる。必要なときは、 単位、学校、住居、その居住地の居(村)民委員会または 係者を詢問する場合は、 現場で行うことができ、 またその

2 を提供する旨を通知することもできる。 現場で詢問するときは、事件担当人民警察官は職員証を

画

電話またはその場でその者に公安機関に出頭して証言

提示しなければならない。

(3) 0 他の証人・違法被疑者との関係を調べなければならない 詢問前に、 被詢問者の身元およびその者と被侵害者・そ

#### 第四節 検証 検査

検証

2 第六七条① を判断し、 は検証し、 現場検証は刑事事件の現場検証の関係規定を参照して執 調査の方向および範囲を確定しなければならな 事件に関係する証拠材料を採取し、 違法行為の事件発生現場について、 必要なとき 事件の性質

(阪大法学) 64 (6-329) 1857

[2015.3]

#### 第六八条① 【検査】 行する。

安機関が発付した検査証を提示しなければならない。確か 検査をすることができる。検査に当たり、人民警察官は二 証を提示して、その場で検査することができる。ただし国 に直ちに検査を行う必要がある場合は、人民警察官は職員 人より少なくてはならず、かつ、職員証および県級以上公

大な危害を惹起する可能性があることを示す証拠または大 しなければ公共の安全または国民の人身・財産の安全に重

して日常的な法執行監督検査を行うときは、関係法律、 衆の通報[報警]がなければならない。 機関、団体、企業、非営利事業単位または公共の場に対

【違法被疑者の身体検査】

規および規則により執行し、

前項の規定を適用しない。

第六九条① 式で検査をしてはならない。 格の尊厳を尊重しなければならず、人格の尊厳を損なう方 違法被疑者に検査を行うときは、被検査者の人

ならない。 女子の身体を検査するときは、女子職員が行わなければ

> 行わなければならない。 法により売春・買春者に性病検査を行うときは、 医師が

【場所・物の検査】

違法行為に関係する場所・物・身体については

損壊の惹起を避けるよう注意しなければならない。 場所を検査するときは、被検査者または立会人の立会い

第七〇条① 場所または物を検査するときは、物の不必要な

(検査調書)

がなければならない。

民の住居を検査するときは、必ず国民の住居内で現に公共

の安全もしくは国民の人身の安全に危害を及ぼす事件

が発生し、または違法に危険物を貯蔵し、直ちに検査

第七一条 検査の状況については検査調書を作成しなければ 名する。被検査者が立ち会わず、または署名を拒んだとき は、事件担当人民警察官は検査調書に注記しなければなら ならない。検査調書は検査者・被検査者または立会人が署

第五節

ない。

鑑定人の選定・嘱託

法

第七二条① 事件の状況を解明するために、 る者を選定し、またはこれに嘱託して行わなければならな 題について鑑定を行う必要があるときは、 専門知識を有す 専門的な技術問

は、公安機関事件処理部門責任者の承認を経た後に、鑑定 嘱託状を作成しなければならない。 当該公安機関以外の者に鑑定を嘱託する必要があるとき

①必要な条件の提供、 ②資料の保管および送付、 ③ 強 迫

暗示の禁止

第七三条① 公安機関は鑑定のために必要な条件を提供し、 つ、鑑定による解決を求める問題を明確に提示しなければ ナルの資料を引き渡し、鑑定に関係する状況を紹介し、か 速やかに関係する検査資料および比較サンプル等のオリジ

を確保しなければならない。 査資料の移送段階における同一性および汚染されないこと 善処し、かつ、検査資料の送付段階の責任者を注記し、検 事件担当人民警察官は検査資料の保管および送付業務を

は暗示することを禁止する。 鑑定人にある種の鑑定意見を作成する旨を強迫し、 また

【①傷害の鑑定、②診断証明書、③精神鑑定】

第七四条① 人身傷害の鑑定は法医が行う。

衛生行政主管部門が許可した医療機構の執務資格を有す

七五条に規定する事由があるときはこの限りでない。 度を認定する根拠とすることができるが、ただし本規定第 る医師が発行した診断証明書は、公安機関が人身傷害の程

【負傷状況鑑定 機構が行う。 精神病の鑑定については、 精神病鑑定資格を有する鑑定

第七五条

人身傷害事件に次に掲げる事由のいずれかがある

ときは、 負傷程度が比較的重く、 公安機関は負傷状況鑑定を行わなければならない。 軽傷以上の傷害程度を構成す

る可能性があるとき。

二 被侵害者が負傷状況鑑定の実施を求めたとき。

【被侵害者が負傷状況鑑定に協力しなかったときの取扱い】

違法被疑者・被侵害者に傷害程度について争いがある

第七六条① 負傷状況鑑定を行う必要のある事件について、

の実施を拒んだときは、公安機関は関連状況を事件記録に 被侵害者が診断証明書の提供を拒み、または負傷状況鑑定 記録しなければならず、かつ、すでに認定した事実に基づ

2 き処理決定をすることができる。 公安機関の通知を経て、被侵害者が正当な理由なく公安

鑑定を拒んだものとみなす。 機関が確定した期間内に負傷状況鑑定をしなかったときは

【事件関連物の価格鑑定評価】

第七七条① がたいときは、公安機関は価格鑑定評価機構に価格評価を 委託しなければならない。 事件関連物の価値が不明であり、 または確定し

関は価格鑑定評価を行わなくともよい。 刑事事件登録基準に至らない事件関連物について、公安機 認定することのできる事件関連物、 または価値が明らかに

当事者が提供した購入領収書等の受取書に基づき価値を

(阪大法学) 64 (6-331)1859 [2015.3]

第七八条① 【①薬物検査、②精神薬品・麻酔薬品の濃度検査】

を行わなければならず、被検査者は協力しなければならな 査をすることができる。女子の被検査者の検査サンプルを 安機関またはその派出機構の責任者の承認を経て、強制検 い。検査を受けることを拒んだ者については、県級以上公 薬物使用の嫌疑のある者については、薬物検査

管制の精神薬品・麻酔薬品の濃度検査を行うことができる。 機付車両の運転者については、その者に対して体内の国家 国家管制の精神薬品・麻酔薬品の服用の嫌疑のある原動

採取するときは、女子職員が行なわなければならない。

【アルコール検査】

第七九条① なければならない。 ちに血液サンプルを採取し、アルコール血中濃度を検査し については、その者に対して呼気アルコール検査をしなけ ればならず、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、直 飲酒後に原動機付車両を運転した嫌疑のある者

当事者が呼気アルコール検査への協力を拒んだとき。 原動機付車両の酒酔い運転の嫌疑があるとき。

当事者が呼気アルコール検査の結果に異議があるとき。

当事者が呼気アルコール検査の結果に異議がないときは、 嫌疑があるとき。 飲酒後に原動機付車両を運転して交通事故を起こした

確認の署名をしなければならない。事後に異議を申し立て

たときは、

【鑑定意見

第八〇条① 鑑定人は鑑定した後、鑑定意見を発行しなけれ ときは、分析過程の説明がなければならない。鑑定意見に 項・交付された鑑定の関係資料・鑑定の時間、 ばならない。鑑定意見には委託者・委託を受けた鑑定事 は鑑定機構および鑑定人の資質証明書またはその他の証明 たは押印しなければならない。分析により鑑定意見を得た 結論的意見等の内容を明記し、かつ、鑑定人が署名し、

数人が鑑定に参加し、鑑定意見に対して異なる意見がある 企業、非営利事業単位および個人の干渉をも受けない。多

文書を添付しなければならない。

鑑定人は鑑定意見に責任を負い、如何なる機関、

3 わなければならない。 ときは、注記しなければならない。 鑑定人が故意に虚偽の鑑定をしたときは、法的責任を負

第八一条① 事件担当人民警察官は鑑定意見を審査しなけれ ばならない。 立て、⑥職権再鑑定

【①鑑定意見の審査、②③鑑定意見の告知、

45再鑑定の申

機関は鑑定意見を受領した日から五日以内に鑑定意見の謄 本を違法被疑者および被侵害者に送達しなければならない。 審査を経て証拠として使用する鑑定意見について、

> (阪大法学) 64 (6-332)1860 (2015.3)

3 面で違法被疑者および被侵害者に告知しなければならない。 程度を認定する根拠とするときは、診断証明書の結論を書 医療機構が発行した診断証明書を公安機関が人身傷害の

申立てをすることができ、県級以上公安機関の承認を経た 違法被疑者または被侵害者が鑑定意見に異議があるとき 鑑定意見の謄本を受領した日から三日以内に再鑑定の

の再鑑定は一回限りとする。 後に、再鑑定をする。同一の行政事件の同一事項について

(5) 理に影響しない。 当事者が再鑑定を申し立てたか否かは、 事件の正常な処

ることもできる 公安機関が必要と思料したときは、再鑑定を直接決定す

第八二条① 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、 【①再鑑定事由、②同不許可決定】

定をしなければならない。

るとき。 要請に違反し、鑑定意見の正確性に影響する可能性があ 鑑定手続が違法であり、または関係する専門技術上の

いないとき。 鑑定機構・鑑定人が鑑定の資質および条件を具備して

鑑定意見が明らかに根拠不足であるとき

四 Ŧī. 鑑定人が故意に虚偽の鑑定をしたとき。 鑑定人が回避すべきであったにもかかわらず回避しな

かったとき。

前項に規定する事由に該当しないときは、県級以上公安 再鑑定をしなければならないその他の事由。 検査資料が偽りであり、または損壊されたとき。

決定をした日から三日以内に書面で申立人に通知する。 機関責任者の承認を経て、再鑑定不許可の決定をし、

【再鑑定の鑑定人】

第八三条 再鑑定をするときは、公安機関は別に鑑定人を選 定し、または嘱託しなければならない。

【鑑定費用】

第八四条 鑑定費用は公安機関が負担するが、ただし当事者 が自ら鑑定したときはこの限りでない。

#### 第六節 識別

識別

再鑑

第八五条 ることができる。 に関係する物・場所または違法被疑者について識別をさせ は違法被疑者、 事件の状況を解明するため、事件担当人民警察官 被侵害者またはその他の証人に、

第八六条① 【①主宰者、②準備作業】 識別は二人以上の事件担当人民警察官が主宰す

2 識別を組織する前に、 識別者に識別対象の具体的特徴を

> (阪大法学) 64 (6-333)1861 [2015.3]

翻

詳細に詢問し、 なければならない。 かつ、 識別者が識別対象を見ることを避け

第八七条 は、 一人の識別者が多数人の識別対象について識別をするとき 個別に行わなければならない。 多数の識別者が同一の識別対象について、または

## 【実施時の要求】

第八八条① その他の対象に紛れ込ませなければならず、識別者に如何 なる暗示をも与えてはならない。 識別するに当たり、識別対象を特徴の類似する

は、 り少なくてはならない。違法被疑者の写真を識別するとき 違法被疑者を識別するときは、識別される人数は七人よ 一〇人の写真より少なくてはならない。

3 多数組の識別をするときは、ダミーの写真またはダミーの 個より少なくてはならない。 各個の物を識別するときは、紛れ込ませる同類の物は五 同一の識別者が同一の事件の関係する識別対象について

# 【識別者の秘密保持】

人を重複して使用してはならない。

第八九条 者の秘密を保持しなければならない。 で行うことができ、公安機関およびその人民警察官はその 違法被疑者の識別については識別者を明らかにしない状況 識別者が身元を明かすことを望まなかったときは

### 識別調書

第九〇条 識別の経過および結果については、識別調書を作 指印しなければならない。必要なときは、 成し、事件担当人民警察官および識別者が署名し、または 識別過程につい

第七節 証拠保全

て録音・録画をしなければならない。

【差押えおよび留置】

第九一条① 認を経て、法により差し押さえ、または留置することがで 次に掲げる物については、公安機関責任者の承

治安事件・出入境管理違反事件に関係して証拠とする 必要のある物。

きる。

二 道路交通安全の法律・法規に留置を適用すると規定す る車両・原動機付車両運転免許証

三 法律・法規に差押えまたは留置を適用すると規定する 次に掲げる物については、差し押さえ、または留置して その他の物

事件に関係のない物

はならない。

国民個人およびその扶養家族の生活必需品

3

本条第二項第二号・第三号の事由がある場合は、登録し、

被侵害者または善意の第三者が合法的に占有する財産。

1862 (2015.3) (阪大法学) 64 (6-334)

登録財産の名称・規格・数量・特徴を明記し、かつ、占有者が署名し、または指印しなければならない。必要なときあって必ず鑑定しなければならないときは、法により差しあって必ず鑑定しなければならないときは、法により差しができる。とができ、終了後に直ちに解除しなければならない。必要なときない。

#### 封印

第九二条① 次に掲げる行政事件を処理するに当たり、専らの大養家族の生活必需品については封印してはない安機関責任者の承認を経て、法により封印することがでいる機関責任者の承認を経て、法により封印することができる。ただし違法行為に関係のない場所・施設・物について、無鑑札経営活動の従事に用いる場所・施設・物について、無鑑札経営活動の従事に用いる場所・施設・物について、第九二条① 次に掲げる行政事件を処理するに当たり、専ら

経営したとき。 
一 国の規定により公安機関の許可が必要な業種を無断で

ならない。

- 行政事件。 三 法律・法規に封印を適用すると規定するその他の公安
- 位または場所に臨時封印措置をとらなければならない。
  たらす可能性があるときは、公安機関消防機構は危険な部全の隠れた危険を除去せずに公共の安全に重大な脅威をも全の隠れた危険を除去せずに公共の安全に重大な脅威をも

**「標本抽出による証拠採取】** り封印されているときは、重ねて封印してはならない。 り場所・施設・物がすでにその他の国家機関により法によ

3

徴を認定することができる限りとする。

標本抽出による証拠採取は無作為の方式を用いなければ

- の写真を撮影し、または標本抽出の過程を録画しなければ証拠採取の現場、標本抽出された物および抽出された標本証拠採取の現場、標本抽出による証拠採取をするときは、標本抽出による
- ならない。標本に減損があったときは、補償しなければなり差押え、先行登録保存または登録をしなければならない。抽出した標本は速やかに検査しなければならない。検査

# (先行登録保存)

の承認を経て、先行登録保存をすることができる。 能性がある状況においては、公安機関事件処理部門責任者第九四条① 証拠が減失し、または以後取得しがたくなる可

(阪大法学) 64 (6-335) 1863〔2015.3〕

2

翻

拠を毀損し、または移転してはならない。 先行登録保存をした証拠については、七日以内に処理の

先行登録保存期間中、証拠所持者およびその他の者は証

しなかったときは、自動的に解除されたものとみなす。 決定をしなければならない。期限を過ぎても処理の決定を

第九五条① 【①証拠保全決定書の必要的記載事項、 記録媒体の差押えおよび保管 差押え、留置、封印、標本抽出による証拠採取 ②証拠保全目録、③

3

先行登録保存等の証拠保全措置を実施した場合は、当事者

る過程を録画しなければならない。証拠保全決定書には次 その場で交付しなければならない。必要なときは、 に掲げる事項を明記しなければならない。 全措置をとった証拠の写真を撮影し、または証拠保全をす とともに点数を精査し、証拠保全決定書を作成し、 かつ、

- 標本抽出による証拠採取・先行登録保存・差押え・留 当事者の氏名または名称・住所。 |・封印の理由、 根拠および期間
- 経路および期間 行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する

2

理由を説明しなければならない。

保全措置をとられた場所・施設・物の名称、 証拠保全決定書には目録を添付しなければならず、証拠 決定をした公安機関の名称、 印章および日付 、規格、 数量、

特徴等を明記し、事件担当人民警察官および当事者が署名

件担当人民警察官は証拠保全目録に注記しなければならな ならない。当事者または立会人が署名を拒んだときは、 る。立会人がいるときは、さらに立会人が署名しなければ した後、一部を当事者に交付し、一部を事件記録に添付す

間、地点等を明記し、かつ、適切に保管しなければならな プ・電子データの記録媒体については、差押えをする時に 検査し、事件類型、内容ならびに録取および複製をした時 証拠として使用することのできる録音テープ・録画テー

#### 期間

61

第九六条① 差押え・留置・封印の期間は三〇日とし、 を延長したときは、速やかに当事者に書面で告知し、 三〇日延長することができる。法律・行政法規に別の規定 が複雑な場合は、県級以上公安機関責任者の承認を経て、 があるときはこの限りでない。差押え・留置・封印の期間 かつ、

間を書面で当事者に告知しなければならない。

押え・留置・封印の期間に算入しないが、ただし鑑定の期

物について鑑定をする必要があるときは、鑑定期間は差

#### 解除

第九七条① 機関は速やかに証拠保全解除決定をしなければならない。 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安

二 証拠保全をされた場所・施設・物が違法行為に関係が一 当事者に違法行為がないとき。

三 すでに処理の決定をし、もはや証拠保全措置をとる必ないとき。

四 証拠保全措置をとる期間が満了したとき。要がないとき。

**危険がすでに取り除かれたとき。** 五 臨時封印された危険な部位および場所の火災の隠れた

2

もはや証拠保全措置をとる必要がないその他の事由

かつ、当事者が確認の署名をしなければならない。証拠保全措置を解除したときは、直ちに財物を還付し、

第九八条 行政事件の管轄を変更するときは、事件に関係の【管轄変更に伴う事件関連財物および果実の送致】

同で署名する。

# 第八章 聴聞手続

第一節 一般規定

対象

者に聴聞の開催を要求する権利がある旨を告知しなければ第九九条① 次に掲げる行政処罰決定をする前に、違法被疑

ならない。

一 午丁正まこは色午正一 生産営業停止命令。

三 比交り馬頂)過斗。 二 許可証または免許証の取消し。

三 比較的高額の過料。

求することができると規定するその他の事由。 四 法律、法規および規則に違法被疑者が聴聞の開催を要

○ 前項第三号における「比較的高額の過料」とは、個人に別して処する二○○○元以上の過料、単位に対して処する対して処する二○○○元以上の過料、単位に対して処する対して処する二○○元以上の過料、単位に対して処する対して処する二○○元以上の過料、単位に対して処する対して処する二○○元以上の過料、単位に対して処する対して処する当時である。

組織

② 法により独立の法執行主体資格を有する公安機関業務部② 法により独立の法執行主体資格を有する公安機関業務部

る。をするときは、その非当該事件調査者により聴聞を組織すをするときは、その非当該事件調査者により行政処罰決定

理由に処罰を加重してはならない。第一〇一条 公安機関は違法被疑者が聴聞を要求したことを【聴聞要求を理由とする処罰加重の禁止】

【全面的聴取の原則】

(阪大法学) 64 (6-337) 1865 [2015.3]

しなければならない。

第一〇二条 用等の面について当事者の陳述および弁解を全面的に聴取 聴聞人員は行政事件の事実、証拠、 手続、 法適

聴聞人員および聴聞参加者

(聴聞人員)

第一〇三条① が聴聞の組織の責を負う。記録員一人を置き、これが聴聞 聴聞に当たり、聴聞主宰者一人を置き、これ

二人を置くことができ、これが聴聞主宰者による聴聞の実 調書の作成の責を負う。必要なときは、聴聞員一人ないし

当することができない。 当該事件調査者は聴聞主宰者、

施に協力する。

【聴聞主宰者の職権】

第一〇四条 聴聞主宰者は次に掲げる事項を決定し、または

展開する。

聴聞開催の時間・地点。

聴聞を公開で開催するか否か。

は補充をする旨を求めること。

聴聞参加者に出頭して聴聞に参加し、

証拠の提供また

聴聞の延期、 中止または終了。

Ŧī. 用等について証拠調べ 聴聞を主宰し、 事件の事実、 質証 理由、 および弁論を組織するこ 証拠、 手続、 法適

六 聴聞秩序を維持し、聴聞紀律に違反する行為を制止す ること。

その他の関係事項 聴聞員・記録員の回避

[ 聴聞参加者]

第一〇五条 聴聞参加者は次の者を含む。 当事者およびその代理人。

当該事件の事件担当人民警察官。 証人・鑑定人・通訳人。

兀 その他の関係者。

【当事者の権利】

聴聞員または記録員を担

第一〇六条 当事者は聴聞活動において次に掲げる権利を有

する。

回避の申立て。

二 一人ないし二人に代理を依頼し、

聴聞に参加させるこ

陳述、弁解および証拠調べを行うこと。

法により有するその他の権利。 聴聞調書の確認・補正。

【第三者の参加】

Ŧi. 四

第一〇七条 聴聞事件の処理結果と直接の利害関係のあるそ 他の国民、 法人またはその他の組織が、 第三者として聴

(阪大法学) 64 (6-338) 1866 [2015.3]

それに聴聞への参加を通知することもできる。 事件の状況を解明するため、必要なときは、 聞 への参加を申し立てた場合は、認めなければならない。 聴聞主宰者は

【告知の主体、 聴聞の告知、 申立ておよび受理

時期および内容

第一〇八条 ている行政処罰および聴聞開催を要求する権利がある旨を 理部門は処罰意見を提出した後、 聴聞手続を適用する行政事件について、事件処 違法被疑者にしようとし

(申立期間)

告知しなければならない。

第一〇九条 の告知後三日以内に申立てをしなければならない。 違法被疑者が聴聞を要求するときは、公安機関

【申立期間内の再申立て】

第一一〇条 めなければならない。 たときは、 を取り下げた後、処罰決定をする前に、再び聴聞を要求し 聴聞申立ての有効期間内でありさえすれば、認 違法被疑者が聴聞を放棄し、または聴聞の要求

【申立ての受理】

第一一一条 公安機関は聴聞申立てを受領した後、二日以内 たときは、 の要求が聴聞の要件に該当しないと認め、不受理を決定し に受理するか否かを決定しなければならない。聴聞申立人 聴聞不受理通知書を作成し、 聴聞申立人に告知

> ていないときは、受理したものとみなす。 しなければならない。期限を過ぎても聴聞申立人に通知し

開催通知

第一一二条 催の時間 前に聴聞開催通知書を聴聞申立人に送達し、 公安機関は聴聞を受理した後、 地点をその他の聴聞参加者に通知しなければな 聴聞開催の七日 かつ、

第四節 聴聞の開催

らない。

①開催期限、 ②公開

第一一三条① ら一〇日以内に開催しなければならない。 聴聞は公安機関が聴聞申立てを受領した日か

事件を除き、聴聞は公開で開催しなければならない。 国家秘密・営業秘密・個人のプライバシーに関わる行政

2

【延期の申立て】

第一一四条 聴聞申立人が期日に聴聞に参加できないときは 宰者が決定する。 延期を申し立てることができ、許可するか否かは、 聴聞主

併合

第一一五条 二人以上の違法被疑者がそれぞれ同一の行政事 [同一事件の一括処理] ができる。 件について聴聞を要求したときは、併合して開催すること

> (阪大法学) 64 (6-339) 1867 [2015.3]

翻

そのうちの一部の違法被疑者が聴聞の申立てをしたときは 聴聞開催後に一括して処理の決定をしなければならない。 同一の行政事件に二人以上の違法被疑者がおり、

#### 【冒頭手続

第一一七条 理由を宣言する。 聴聞を公開しない行政事件については、聴聞を公開しない 知する。当事者に回避の申立てをするか否かを詢問する。 の名簿を宣言する。当事者に聴聞中の権利および義務を告 する。事件類型を宣言する。聴聞員、 聴聞開始時に、聴聞主宰者は聴聞参加者を照合 記録員および通訳人

### 【冒頭陳述】

一一八条 立人の違法の事実、 意見を提出する。 聴聞開始後、まず事件担当人民警察官が聴聞申 証拠および法的根拠ならびに行政処罰

# 【証拠の顕出方法】

第一一九条 事件担当人民警察官が証拠を提出するときは、 場で朗読しなければならない。 聴聞会に提示しなければならない。証人の証言、鑑定意見 検証調書およびその他の証拠とする文書については、その

# 【①聴聞申立人の陳述等、②第三者の陳述等】

第一二〇条① ついて陳述 違法の事実、 聴聞申立人は事件担当人民警察官が提出した 証拠および法的根拠ならびに行政処罰意見に 弁解および証拠調べをすることができ、かつ、

> 新たな証拠を提出することができる。 第三者は事実を陳述し、新たな証拠を提出することがで

2

きる。

【証人出頭通知・証拠取寄せの申立て】

第一二一条 聴聞過程で、当事者およびその代理人は新たな 証人に出頭して証言する旨を通知し、新たな証拠を取り寄 ればならない。再鑑定を申し立てたときは、本規定第七章 せることを申し立てることができる。前述の申立てに対し て、聴聞主宰者はその場で同意するか否かの決定をしなけ

第五節の関係規定により処理する。

第一二二条 聴聞申立人、第三者および事件担当人民警察官 は事件の事実、 [幅度] 等の問題をめぐって弁論をすることができる。 証拠、手続、 法適用、 処罰の種類および枠

#### 最終陳述

第一二三条 弁論終了後、 者・事件担当人民警察官各側の最終意見陳述を聴取しなけ ればならない。 聴聞主宰者は聴聞申立人・第三

# ①中止、②再開】

第一二四条① 聴聞過程で、次に掲げる事由のいずれかが あったときは、聴聞主宰者は聴聞を中止することができる。 寄せる必要があり、 新たな証人に出頭する旨を通知し、 または再鑑定もしくは再検証を必要 新たな証拠を取り

とするとき。

回避により聴聞を継続できなくなったとき。 聴聞を中止する必要があるその他の事由

に聴聞を再開しなければならない。 聴聞を中止した事由が消滅した後、 聴聞主宰者は速やか

第一二五条

聴聞過程で、次に掲げる事由のいずれかがあっ

たときは、聴聞を終了しなければならない。

聴聞申立人およびその代理人が正当な理由なく出席を 聴聞申立人が聴聞申立てを取り下げたとき。

退出したとき。 拒み、または聴聞主宰者の許可を経ずに途中で聴聞から

くはその他の組織が取り消され・解散したとき。 聴聞申立人が死亡し、または聴聞申立人たる法人もし

を壊乱し、諫止を聞き入れなかったため、聴聞を正常に 聴聞過程で、聴聞申立人またはその代理人が聴聞秩序

行うすべがなくなったとき。

Ŧī. 聴聞を終了する必要があるその他の事由

## 【秩序維持】

7一二六条 して、 止に従わず、 守しなければならない。聴聞会場の紀律に違反した者に対 聴聞主宰者は警告して制止しなければならない。 聴聞参加者および傍聴人は聴聞会場の紀律を遵 聴聞の正常な進行を妨害した傍聴人について

その者に退場を命じる。

(調書の内容)

第一二七条 記録員は聴聞開催の状況を聴聞調書に記入しな

ければならない。

ければならない。

聴聞調書には次に掲げる内容を明記しな

事件類型。

聴聞の時間、地点および方式

几 事件担当人民警察官が陳述した事実、証拠および法的 聴聞人員および聴聞参加者の身元状況

根拠ならびに行政処罰意見。

Ŧī. 聴聞申立人またはその代理人の陳述および弁解

七 六 第三者が陳述した事実および理由 事件担当人民警察官・聴聞申立人またはその代理人

第三者の証拠調べ・弁論の内容。

証人が陳述した事実。

九 聴聞申立人・第三者・事件担当人民警察官の最終意見

陳述。

一〇 その他の事項

|調書の確認

第一二八条① 聴聞調書は聴聞申立人に交付して閲覧させ 証人の陳述部分については、証人に交付して閲覧させ、 またはその者に読み聞かせなければならない。聴聞調書の たはその者に読み聞かせなければならない。聴聞申立人ま

(阪大法学) 64 (6-341) 1869 [2015.3]

人は誤りがないことを確認した後に署名し、または指印す または修正を請求することができる。聴聞申立人または証

たは証人が聴聞調書に誤りがあると思料したときは、補充

調書に状況を明記する。 る。聴聞申立人または証人が拒んだときは、記録員が聴聞

聴聞調書は聴聞主宰者が確認 [審閱] した後、聴聞主宰

【聴聞報告書の作成 聴聞員および記録員が署名する。

第一二九条①

聴聞終了後、聴聞主宰者は聴聞報告書を作成

し、聴聞調書と併せて公安機関責任者に報告しなければな 聴聞報告書には次に掲げる内容が含まれていなければな

聴聞人員および聴聞参加者の基本的状況 事件類型。

らない。

兀 聴聞会の基本的状況

聴聞の時間、

地点および方式

Ŧī. 事件事実。

処理意見および建議

第九章 行政処理決定

第一節 行政処罰の適用

(追及時効)

第一三〇条① 見されなかったときは、もはや行政処罰を科さない。 発見されず、その他の違法行為が二年以内に公安機関に発 治安管理違反行為が六ヶ月以内に公安機関に

2 前項に規定する期間は、違法行為発生の日から計算し、

為終了の日から計算する。 違法行為が連続、継続または持続の状態にあるときは、行

かったときは、本条第一項の追及時効の制限を受けない。 公安機関が受理すべきであったにもかかわらず受理しな 被侵害者が違法行為の追及時効内に公安機関に告訴し、

【是正命令】

第一三一条 行政処罰を実施するときは、違法行為者に違法 行為の是正をその場で、または期限を定めて命じなければ

【二重過料の禁止】 ならない。

第一三二条 違法行為者の同一の違法行為については、二度 以上過料の行政処罰を科してはならない。

【未成年者の責任】

第一三三条 一四歳未満の者が違法行為をしたときは、行政 処罰を科さないが、ただしその監護人に躾を厳しくする旨 を命じ、かつ、行政処罰不科決定書に明記しなければなら

は、行政処罰をより軽くし、または減軽する。 ない。満一四歳以上一八歳未満の者が違法行為をしたとき

【精神病者の責任】

1870 (2015.3) (阪大法学) 64 (6-342)

または制御する能力をなお完全に喪失していない精神病者 命じ、かつ、行政処罰不科決定書に明記しなければならな 御できない時に違法行為をしたときは、行政処罰を科さな 行政処罰を科さなければならない。自己の行為を弁識し、 いが、ただしその監護人に監護および治療を強化する旨を 一三四条 間歇性精神病者が精神正常時に違法行為をしたときは、 精神病者が自己の行為を弁識できず、または制

ができる。 いが、ただし行政処罰をより軽くし、または減軽すること

が違法行為をしたときは、行政処罰を科さなければならな

【処罰をより軽くし、減軽し、または免除する事由]

科さないとしなければならない。

るときは、処罰をより軽くし・減軽し、または行政処罰を

違法行為者に次に掲げる事由のいずれかがあ

第一三五条①

かつ、被侵害者の宥恕を得たとき 違法行為の危害結果を自主的に除去し、または軽減し、

他人の脅迫または欺罔を受けたとき。

功績を挙げたとき。

兀 ままに陳述したとき 自主的に出頭し、公安機関に自己の違法行為をありの

Ŧī. ないとしなければならないその他の事由 法により行政処罰をより軽くし、 減軽し、 または科さ

2

違法行為が軽微で、かつ、速やかに是正され、

危害結果

3 を惹起しなかったときは、行政処罰を科さない。

処罰をより軽くし、減軽し、または科さないことができる。 酩酊者が治安管理に違反したときは、処罰を科さなければ 盲者またはいん唖者が治安管理に違反したときは、 行政

【処罰をより重くする事由 ならない。

第一三六条 違法行為者に次に掲げる事由のいずれかがある ときは、処罰をより重くしなければならない。

比較的重大な結果があったとき。

二 他人を教唆し・脅迫し・欺罔して違法行為を実施させ

たとき。

兀 は一年以内に同類の違法行為により二度以上公安行政処 六ヶ月以内に治安管理処罰を受けたことがあり、また 三 通報者、告訴人、告発人、証人等に打撃報復したとき。

罰を受けたことがあるとき。

行猶予期間中に、 治安管理に違反したとき。

刑罰執行完了・労働矯正解除三年以内、または刑の執

Ŧi

【併合処罰】

第一三七条① 一人が二種類以上の違法行為をしたときは

2 それぞれ決定し、併合して執行するものとし、決定書を一 部作成して、それぞれ各種の違法行為の処理内容および併 合して執行する内容を明記することができる。 一件の事件で多数の違法行為者がいるときは、それぞれ

(阪大法学) 64 (6-343) 1871 [2015.3]

翻

決定するものとし、 ができる。 処理決定を明記し、各違法行為者にそれぞれ送達すること 決定書を一式多数部作成して、各人の

【行政拘留の併合執行】

第一三八条① 長で二〇日を超えてはならない。 行政拘留処罰を併合して執行するときは、最

決定をしたときは、現に執行している行政拘留と併合して 執行しない。 法行為があることを発見し、公安機関が法により行政拘留 行政拘留処罰の執行完了前に、違法行為者にその他の違

【行政拘留への算入】

第一三九条① 行政拘留処罰を科すと決定した者について、 処罰前に同一の行為により強制措置がとられて人身の自由

調査確認および継続的職務質問の時間は算入しない。 の制限一日を、行政拘留執行一日として算入する。 が制限された時間を算入しなければならない。人身の自由 詢問

執行しない。 した行政拘留期間を超えたときは、行政拘留決定はもはや 強制措置がとられて人身の自由が制限された時間が決定

【行政拘留の不執行】

第一四〇条 法により行政拘留処罰を科さなければならないときは、 罰決定をしなければならないが、ただし拘留所に送致して 違法行為者に次に掲げる事由のいずれかがあり、

処

により処理する。

執行に付すことはしない。

満一四歳以上一六歳未満のとき。

容矯正に付され、行政拘留とされたが法により行政拘留 公安行政管理に初めて違反したとき。ただし、かつて収 満一六歳以上一八歳未満で、治安管理またはその他

判決を受けた者はこの限りでない。

を妨害する行為を実施したことにより人民裁判所に有罪 の安全を妨害し、人身権・財産権を侵害し、社会の管理 を執行されず、またはかつて公共の秩序を壊乱し、公共

七〇歳以上の者。

几

妊婦または自己の嬰児に授乳中の女子。

第二節 行政処理の決定

第一四一条① 公安機関が治安事件を処理する期間は、受理 処理期限 複雑なときは、直近上級の公安機関の承認を経て、三〇日 延長することができる。その他の行政事件を処理するに当 の日から三〇日を超えてはならない。事件の状況が重大・ たり、法定の事件処理期限があるときは、関係法律の規定

3 2 理期限に算入しない。 事件の状況を解明するために鑑定を行う期間は、 治安管理違反行為者の逃走等の客観的原因のために事件 事件処

> 1872 (2015.3) (阪大法学) 64 (6-344)

者に告知しなければならない。

に状況を説明し、速やかに法により処理決定をしなければ について法定期限内に行政処理決定をするすべがないとき 公安機関は調査・証拠採取を継続し、かつ、被侵害者

## 【身元不明の違法被疑者の処理】

第一四二条 処理決定をすることができ、かつ、関係法律文書に注記す 明であるが、違法の事実が明らかで・証拠が確実十分であ りさえすれば、その自己申告の氏名・貼付した写真により 違法被疑者が真の氏名・住所を述べず、身元不

# 【①行政処罰前の告知、②告知方式】

る

処罰決定をしようとしている事実、理由および根拠を告知 一四三条① きは、その法定代表者、主要責任者またはそれが授権した する旨を告知しなければならない。単位が法違反をしたと かつ、違法被疑者に法により陳述権および弁解権を有 行政処罰決定をする前に、違法被疑者に行政

式または調書形式を用いて告知する。 通常手続を適用して行政処罰決定をするときは、 書面形

### 【公告による告知】

第一四四条 因により告知義務を履行するすべがないときは、公安機関 法により行政処罰を科すべきで、違法行為者の逃走等の原 違法行為の事実が明らかで、 証拠が確実十分で、

> 法により行政処罰決定をすることができる。 は公告方式を用いて告知することができる。公告の日から 七日以内に、違法被疑者が弁解を提出しなかったときは

(違法被疑者の陳述権および弁解権

第一四五条① する。違法被疑者が提出した新たな事実、 について、公安機関は再審査しなければならない。 違法被疑者は陳述および弁解をする権利を有 理由および証拠

を加重してはならない。 公安機関は違法被疑者が弁解したことを理由として処罰

#### 審査事項

第一四六条 は、 次に掲げる内容を審査しなければならない。 行政事件を審査確認・審査承認するに当たって

違法被疑者の基本的状況。

るか否か。 事件事実が明らかであるか否か、 証拠が確実十分であ

几 事件処理手続が合法か否か。 法律、法規および規則の適用が正確か否か。 事件の性質認定が的確か否か。

Ŧī.

終局処理 しようとしている処理決定が妥当か否か

れぞれ次に掲げる処理決定をする。 確かに違法行為があり、 行政処罰を科すべきときは、

第一四七条①

公安機関は行政事件の異なる状況に基づきそ

(阪大法学) 64 (6-345) 1873 [2015.3]

その情状および危害結果の軽重に基づき、行政処罰決定

一 確かに違法行為があるが、法により行政処罰を科さな 奪または収奪をしなければならない。 益および不法財物・禁制品・管制器具があるときは、追 い事由があるときは、行政処罰不科決定をする。違法収

をする。 違法の事実が成立しえないときは、行政処罰不科決定

兀 法により決定をする。 収容教育、収容矯正等の処理をする必要があるときは、 コミュニティ内薬物禁絶治療、 強制隔離薬物禁絶治療

六 違法行為に犯罪を構成する嫌疑があるときは、  $\mathcal{F}_{1}$ を申し立てる。 件に変更して処理し、または処理権限のある主管機関・ 労働矯正の要件に該当するときは、法により労働矯正 刑事事

ならない。

ときは、法により行政処理決定をすると同時に、関係行 たときは、事件記録に添付しなければならない。 違法行為者にその他の違法行為があることを発見した

り消す必要はない。公安機関がすでに行政処理決定をし 部門に移送し、これが処理するものとし、行政事件を取

2 をした日から二日以内に決定書謄本を被侵害者に送達しな 治安事件に被侵害者がいるときは、公安機関は処罰決定

政主管部門に通知し、これが処理する。

ればならない。

ければならない。送達するすべがないときは、注記しなけ

【行政拘留の決定機関】

第一四八条 行政拘留処罰は県級以上公安機関または出入境 格を有する公安機関業務部門はその所属の県級以上公安機 すべきときは、公安派出所・法により独立の法執行主体資 審査機関が決定する。法により違法行為者に行政拘留を科

【行政拘留に関する人大代表の特例】 関に報告し、これが決定する。

第一四九条① 県級以上の各級人民代表大会代表に行政拘留 主席団または人民代表大会常務委員会の許可を経なければ を科するときは、処罰決定をする前に当該級人民代表大会

2 民代表大会に報告しなければならない。 ときは、決定をした公安機関は直ちに郷・民族郷・鎮の人 郷・民族郷・鎮の人民代表大会代表に行政拘留を科する

【行政処罰決定書】

第一五〇条① 行政処罰決定をするときは、行政処罰決定書

明記しなければならない。 を作成しなければならない。決定書には次に掲げる内容を び番号・戸籍所在地・現住所・勤務単位・違法の経歴な 被処罰者の氏名・性別・生年月日・身分証の種類およ

らびに被処罰単位の名称、

住所および法定代表者。

- 違法の事実および証拠ならびにより重くし、 より軽く
- 減軽する等の事由
- 処罰の執行方式および期限 処罰の種類、 枠および法的根拠

Ŧī

理状況

事件関連財物の処理結果および被処罰者のその他の処

- 七 政訴訟を提起する経路および期間 決定をした公安機関の名称、 処罰決定を不服として、行政不服審査を申し立て・行 印章および日付。
- 連財物について処理をするときは、行政処罰決定書には没 基準および最高限度額を明記しなければならない。事件関 ても過料を納付しなかった場合に法により過料を加算する 過料処罰をするときは、行政処罰決定書には期限を過ぎ

7 五 条 1 処罰者の家族に通知しなければならない。 罰状況および執行場所または法により執行しない状況を被 行政拘留処罰決定をしたときは、 速やかに処 【被処理者の家族への通知】

収・収奪・追奪物の目録を付さなければならない。

きは、 者の戸籍所在地または現居住地の都市の区政府等出張所 強制隔離薬物禁絶治療・収容教育・収容矯正決定をしたと [街道辦事処]・郷鎮人民政府に通知しなければならない。 コミュニティ内薬物禁絶治療決定をしたときは、 被決定

法定期限内に被決定者の家族・所属単位・戸籍所在

名・住所を述べず、 地の公安派出所に通知しなければならない。 いが、ただし事件記録に添付する決定書に注記しなければ 被処理者が家族の連絡方法の提供を拒み、または真の氏 身元不明のときは、 通知しなくともよ

ならない。

第一五二条 公安機関が処理した刑事事件について、 【刑事事件から行政事件への変更】 県級以上公安機関責任者の承認を経て、 事処罰に至らず、法により公安行政処理をすべきときは 本章の規定により

#### 第一〇章 治安調停

処理決定をする。

#### (対象)

第一五三条① とができる。 げる事由のいずれかがあるときは、調停により処理するこ 管理違反行為について、情状が比較的軽く、 生活への干渉、プライバシー侵害、住居不法侵入等の治安 意傷害、侮辱、 民間紛争により起きた他人に対する殴打、 誹謗、誣告、故意財物損壊、他人の正常な かつ、

により引き起こされたとき により生じた紛争により起きたとき。 行為者の侵害行為が被侵害者の事前の落度のある行為 親族・友人・隣人・同僚・在校学生の間の些 一細な事柄

> (阪大法学) 64 1875 (2015.3) (6-347)

いその他の事由

調停による処理を適用した方がより矛盾を解消しやす

翻

事者に人民裁判所または人民調停組織に処理を申し立てる 治安管理違反行為を構成しない民間紛争については、当

害に関係せず、または治療費および物的損害の賠償につい 旨を告知しなければならない。 情状軽微・事実明瞭・因果関係明確で、治療費・物的損

事者がその場で調停し、かつ、その場で履行することに同 かつ、調停協議書を作成する。 意した治安事件については、その場で調停することができ、 て両当事者に争いがなく、治安調停の要件に該当し、両当

### 【不適用事由】

第一五四条 による処理を適用しない。 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、 調停

2

- 人を雇い他人を傷害させたとき。
- て揉め事を起こしたとき。 徒党を組んでケンカをし、またはその他の因縁をつけ
- 何度も治安管理違反行為を実施したとき。 当事者が調停による処理を望まないことを明確に示し

たとき

六 Ŧī. 理違反行為を実施したとき 当事者が治安調停過程で相手方に向かって再び治安管 調停過程で、違法被疑者が逃走したとき。

調停により処理すべきでないその他の事由

#### 原則

七

第一五五条 願〕・迅速の原則を遵守し、教育および教導を重視し、 し、証拠を収集し、かつ、合法・公正・自由意思 調停により事件を処理するときは、事実を解明

第一五六条① 当事者に未成年者がいるときは、調停するに 【①未成年者の監護人の立会い、②参加の委任】 当たりその父母またはその他の監護人に立会いを通知しな

盾を解消しなければならない。

者であり、自己の労働収入を主な生活の糧とし、本人が通 知しないことに同意したときは、通知しなくともよい。

ければならない。ただし、当事者が満一六歳以上の未成年

ことはできない。 ければならない。 安機関に委任状を提出し、かつ、委任した権限を明記しな 被侵害者がその他の者に調停参加を委任したときは、公 違法被疑者は他人に調停参加を委任する

## 第一五七条 隣人間の紛争により起きた治安事件を調停する 【協力者の招請】

者を招請することができる。 居住地の居(村)民委員会の者または両当事者が熟知する

ときは、調停に参加して手助けしてもらうために当事者の

第一五八条 【回数および期限 調停は一般に一回とする。一回で調停が成立せ

ときは、再度調停することができ、かつ、 調書を作成しなければならない。 七勤務日以内に終えなければならない。調停に当たっては 公安機関が必要と思料し、または当事者が申し立てた 第一回調停後の

### 【成立時の処理】

第一五九条① に署名し、かつ、調停協議を履行しなければならない。 の主宰の下で調停協議書を作成し、 調停協議書には調停機関の名称、主宰者、 調停により協議が成立したときは、公安機関 両当事者は調停協議書 両当事者およ

びその他の立会人の基本的状況、事件発生の時間、 期限および方法等の内容を含まなければならない。 起因、 経過、情状、結果等の状況、 協議内容、 地点、 履行の

存し、その他の文書資料および調停協議書を併せて事件記 録に綴じ込まなければならない。 調停により協議が成立したときは、事件の証拠材料を保

第一六〇条① ①履行・不成立・不履行時の処理、 調停により協議が成立し、 ②事件処理期限 かつ、 履行があっ の起

が成立せず、または協議が成立した後に履行がなかったと たときは、公安機関はもはや処罰しない。調停により協議

> 2 ばならない。 者に人民裁判所に民事訴訟を提起できる旨を告知しなけれ

または調停により協議が成立したが履行がなかった日から 起算する。 調停事件の事件処理期限は調停により協議が成立せず、

#### 和解

第一六一条 でない。 機関がすでに法により処理決定をしていたときはこの限 合は、公安機関は治安管理処罰を科さないが、 両当事者が書面で申し立て、かつ、公安機関が認可した場 ついて、当事者が自ら和解し、かつ、 本規定第一五三条の規定に該当する治安事件に 和解協議を履行し、 ただし公安

## 第一一章 事件関連財物の管理および処理

#### 【保管の原則

第一六二条①

法により差押え・留置・封印・標本抽出によ

または損壊してはならない。 る証拠採取・追奪・収奪をした財物および公安機関が保管 責任を負わなければならない 適切に保管しなければならず、 の責を負う先行登録保存をした財物について、公安機関は 損失を惹起したときは、 使用し、 流用し、 取り替え、

事件関連財物の保管費用は決定をした公安機関が負担す

ない。 きは、

関は調停することができ、調停が成立しないときは、

違法行為が惹起した損害賠償紛争について、 治安管理違反行為者を法により処罰しなければなら

公安機

2

る

(阪大法学) 64 (6-349) 1877 [2015.3]

【保管方法】

第一六三条① 事件関連財物は統一的に管理しなければなら第一六三条① 事件関連財物の受領、保管、引渡し等の管理業務の責をの事件関連財物の受領、保管、引渡し等の管理業務の責をの事件の整った公安機関事件処理部門は、具体的事件処第一六三条① 事件関連財物は統一的に管理しなければなら

- できる。 
  ② 公安機関は事件関連財物を集中的かつ統一的に管理させることがする事件関連財物を集中的かつ統一的に管理させることがかつ、その内部部門を指定し、これに事件処理部門が保管 
  公 公安機関は事件関連財物専用の保管場所・口座を設置し、
- を有する。 対印した場所・施設・財物については、第三者に保管を受託することができ、第三者は損壊し、または無断で移委託することができ、第三者は損壊し、または無断で移る。 対印した場所・施設・財物については、第三者に保管を

#### 電子台張

行方を明記しなければならない。を付けて登録し、事件類型、由来、保管状態、場所および部門は電子台帳を作成し、事件関連財物について通し番号第一六四条 公安機関事件関連財物管理部門および事件処理

を採取した後の二四時間以内に財物を事件関連財物管理者第一六五条① 事件担当人民警察官は法により事件関連財物

【①~④採取後の引渡し、⑤借用】

を採取したときは、事件担当人民警察官は単位帰還後二四・先行登録保存をした事件関連財物については、措置をおいた後の二四時間以内に、法律文書謄本および事件関連財物の状況を事件関連財物管理者に引き渡し、これが登録しなければならない。対しなければならない。対しなければならない。対しなければならない。対しなければならない。対しなければならない。対しなければならない。対した。

の承認を経て、鑑定・識別完了後二四時間以内に引き渡す鑑定・識別をする必要があるときは、事件処理部門責任者③ 状況が緊急を要し、事件関連財物採取後二四時間以内に

時間以内に引き渡さなければならない。

ことができる。

(4) 事件関連財物を借り出すことができ、かつ、速やかに返還す件処理部門責任者の承認を経て、事件担当人民警察官は事件処理を終えたときは、もはや引き渡さない。

【特殊な事件関連財物の保管】

る。

たは競売をし、任意売却または競売の代金は一時的に保存認を経て、写真撮影または録画の後に法により任意売却まが容易でない物・危険物については、公安機関責任者の承第一六六条① 容易に腐敗して変質し、およびその他の保管

(2) らない。 危険物の貯蔵条件を満たす専用の場所に貯蔵しなければな 易燃性、 爆発性、 有毒性、 放射性等の危険物については

事件終結後に関係規定により処理する。

- 備えなければならない。 の写真、目録および受領手続を事件記録に添付して調査に かに返還し、かつ、事件記録に返還の理由を明記し、 ついては、登録・写真撮影または録画・価格評価後に速や 被侵害者または善意の第三者が合法的に占有する財物に 原物
- 影をして事件記録に入れ、原物は事件終結後に関係規定に より処理しなければならない。 事件記録に入れるのに適さない物証については、 写真撮

## 【行政処理決定時の一括処理】

第一六七条 【収奪および追奪】 いても併せて処理をしなければならない。 行政処理決定をするときは、 事件関連財物につ

#### 第一六八条① 物については、法により収奪しなければならない。 薬物、 わいせつ物等の禁制品 行政事件の処理中に発見取得した次に掲げる

賭博用具および賭博資金 薬物吸引・注射の用具

几 偽造・変造の公文書、 証明書、 証明文書、 証券、 印章

出所が追奪することができる。

等

券等の有価証券。 転売した乗車乗船券、 文芸上演券、 スポーツ競技入場

Ŧī.

六 物違法行為の実施に直接用いた資金 主に違法行為の実施に用いた本人所有の道具および薬

の不法財物 法律・法規に収奪することができると規定するその他

2 ることを示す証拠がなければ、 前項第六号に掲げる道具は、

3 違法収益は法により追奪し、または没収しなければなら

4 共同の違法収益または不法財物として処理する。 または不法財物の所有者を明らかにするすべがないときは

2 禁制品、管制器具、 ができる。 に異議がないものについては、 の価値が五〇〇元以下であり、 追奪は県級以上公安機関が決定する。 ただし、

第一六九条① 収奪は県級以上公安機関が決定する。 【収奪および追奪の決定機関】 財物を被侵害者に還付しなければならないときは、公安派 ちに認定することができる。 多数の違法行為者が共同で違法行為を実施し、 薬物吸引・注射の用具および不法財物 公安派出所が収奪すること かつ、当事者に財物の価値 違法行為者本人の所有と直 他人の合法的な所有に属す 追奪した 違法収益 ただし、

[2015.3] (阪大法学) 64 (6-351)1879

翻 訳 第一七〇条 機関責任者の承認を経て、次に掲げる規定によりそれぞれ

処理する

【収奪および追奪をした財物の処理】

収奪および追奪をした財物については、原決定

ときは、速やかに返還しなければならない。 被侵害者または善意の第三者の合法的な財物に属する

をした後、得た金員を国庫に上納する。 定により国庫に上納し、または法により任意売却・競売 被侵害者がいないときは、登録して帳簿を作成し、 規

三禁制品、 却・競売をするすべがない物は、統一的に登録して帳簿 を作成した後に廃棄する 任意売却または競売をするすべがない危険物について 県級以上公安機関主管部門が組織して廃棄し、また 価値のない物または価値が軽微で、 任意売

【財物還付の期限・方法】

は関係工場に回収させる。

第一七一条 取る者がいないときは、 当事者への通知または公告後六ヶ月以内に、確認して引き 物については、持主または当事者に六ヶ月以内に引き取る に確認して引き取る旨を告知しなければならない。持主・ 旨を通知する。持主不明のときは、公告方式を用いて持主 持主または当事者に還付しなければならない財 無主物として処理し、登録後に国

庫に上納し、または法により任意売却し、もしくは競売し

た後、 長は最長で三ヶ月を超えない。 は、事情を斟酌して処理を延期することができ、 得た金員を国庫に上納する。 特別な事情があるとき 期間の延

### 第一二章

第一節 一般規定

第一七二条 公安機関が法により行政処理決定をした後、 【履行義務および強制執行】 処理者は行政処理決定の期限内に履行しなければならない。

制執行を申し立てることができる。 た公安機関は法により強制執行し、または人民裁判所に強

期限を過ぎても履行しなかったときは、行政処理決定をし

【不服申立・提訴時の執行不停止】

第一七三条 あるときはこの限りでない。 処理決定は執行を停止しないが、 審査を申し立て、または行政訴訟を提起した場合は、行政 被処理者が行政処理決定を不服として行政不服 ただし法律に別の規定が

【強制執行前の催告】

第一七四条① 催告は書面形式でし、 処理者が受領を拒み、 者に行政処理決定を履行する旨を催告しなければならない。 は人民裁判所に強制執行を申し立てる前に、事前に被処理 公安機関は法により強制執行決定をし、 または被処理者に直接送達するすべ かつ、被処理者に直接送達する。

> (阪大法学) 64 (6-352)1880 [2015.3]

がないときは、本規定第五章の関係規定により送達する。 催告書には次に掲げる事項を明記しなければならない。

行政処理決定を履行する期限および方式

がなければならない。 金銭給付に関わるときは、 被処理者が法により有する陳述権および弁解権 明確な金額および給付方式

【催告手続における被処理者の陳述権・弁解権】

被処理者は催告書を受領した後に陳述および弁

第一七五条

事実、 記録・再審査をしなければならない。被処理者が提出した 解をする権利を有する。公安機関は十分に聴取し、 理由または証拠が成立するときは、公安機関は採用 かつ、

【強制執行決定】 しなければならない。

第一七六条① を過ぎてもなお行政処理決定を履行せず、法律に公安機関 制執行決定をすることができる。 が強制執行すると規定するときは、 催告を経て、被処理者が正当な理由なく期限 公安機関は法により強

ことを証明する証拠があるときは、公安機関は直ちに強制 執行決定をすることができる。 催告期間中、 財物を移転し、または隠匿した痕跡がある

(3) 明記しなければならない。 強制執行決定は書面形式でし、 被処理者の氏名または名称・住所 かつ、 次に掲げる事項を

強制執行の理由および根拠

兀  $\equiv$ 行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する 強制執行の方式および時間

経路および期間 決定をした公安機関の名称、 印章および日

第一七七条① 法により被処理者に妨害排除、 【①代執行の要件、②同手続】

として交通の安全・消防の安全にすでに危害を及ぼし、 過ぎても履行せず、 義務の履行を求める行政処理決定をし、被処理者が期限を 催告を経てもなお履行せず、その結果 原状回復等の

らない。 利害関係のない第三者に代執行を委託することができる。 代執行に当たっては次に掲げる規定を遵守しなければな

たは及ぼすであろうときは、公安機関は代執行し、または

なければならない。 の氏名または名称・住所、代執行の理由および根拠・方 式および時間・目的・費用予算および代執行者を明記 代執行前に決定書を送達し、代執行決定書には当事者

人員を派遣しなければならない。 代執行時に、決定をした公安機関は立会監督のために 行したときは、代執行を停止する

代執行三日前に、当事者に履行を催告し、

当事者が履

代執行を終えれば、 公安機関の立会監督者、 代執行者

几

(阪大法学) 64 (6-353) 1881 (2015.3)

③ 代執行の費用は当事者が負担する。ただし、法律に別の押印しなければならない。

および当事者または立会人は執行文書に署名し、または

規定があるときはこの限りでない。

### 【代執行の即時実施】

第一七八条 直ちに道路上の障害物を除去する必要があり、当事者が取り除けないとき、または直ちに履行する必要の助時実施を決定することができる。当事者がその場にいないときは、公安機関は事後に直ちに当事者に通知し、かつ、法により処理しなければならない。

【行政強制執行の執行和解】

第一七九条① 行政強制執行を実施するに当たり、公安機関第一七九条① 行政強制執行を約定することができる。当事者行協議では段階的な履行を約定することができる。執い補完措置をとったときは、加算した過料を減免することがが書る。

② 執行協議は履行しなければならない。被処罰者が執行協

【①強制執行申立ての要件、②費用負担】

第一八〇条①

当事者が法定期間内に行政不服審査を申し立

Ŧī.

法律・法規に規定するその他の資料。

関は人民裁判所に即時執行を申し立てることができる。関は人民裁判所に即時執行を申し立てることができる。状況が緊急裁判所に強制執行を申し立てることができる。状況が緊急規定していないときは、行政処理決定をした公安機関は期規定していないときは、行政処理決定をした公安機関は期規定してが、または行政訴訟を提起せず、また行政処理決定の履てず、または行政訴訟を提起せず、また行政処理決定の履

【強制執行申立前の催告手続】

強制執行の費用は被執行者が負担する。

2

第一八一条 人民裁判所に強制執行を申し立 がったときは、公安機関は人民裁判所に強制執行を申し立 がったときは、公安機関は人民裁判所に強制執行を申し立 がのたときは、公安機関は人民裁判所に強制執行を申し立てる前に、公安

【同申立ての必要資料】

るに当たり、次に掲げる資料を提供しなければならない。第一八二条① 公安機関は人民裁判所に強制執行を申し立て

根拠。 一 行政処理決定書ならびに決定をした事実、 一 強制執行申立書。

理由および

四 強制執行を申し立てる目的の状況。 三 当事者の意見および公安機関の催告の状況

阪大法学) 64 (6-354) 1882 [2015.3]

2 ばならない。 強制執行申立書は処理決定をした公安機関責任者が署名 公安機関の印章を押捺し、かつ、日付を注記しなけれ

【不受理・強制執行不実施裁定に対する不服審査申立て】

第一八三条 理・強制執行不実施の裁定に異議があるときは、一五日以 できる。 内に直近上級の人民裁判所に不服審査を申し立てることが 公安機関は人民裁判所の強制執行申立ての不受

【強制執行の中止】

第一八四条① 制執行を中止する。 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、 強

第三者が執行の目的について権利を主張し、 当事者に一時的に履行能力がないとき。

確かに理

な損失を惹起する可能性があるとき 由があるとき。 執行すれば他人または公共の利益に補填しがたい重大

執行を中止する必要があるその他の事由

執行を再開していないときは、もはや執行しない。 に確かに履行能力がなく、執行を中止して満三年経っても 開しなければならない。顕著な社会的危害がなく、当事者 執行を中止する事由が消失した後、公安機関は執行を再

2

過料、没収または収奪をした違法収益および不法財物を

第一八五条

次に掲げる事由のいずれかがあるときは、

強制

同終結

執行を終結させる。

二法人またはその他の組織が終止し、 者もいないとき。 国民が死亡し、執行に供しうる遺産がなく、義務承継 執行に供しうる財

執行の目的が滅失したとき。

産がなく、義務承継者もいないとき。

几 Ŧī. 執行を終結させる必要があるその他の事由 執行の根拠である行政処理決定が取り消されたとき。

[原状回復等]

第一八六条 執行中または執行完了後、 ばならない。原状回復ができず、または財物を還付できな あった場合は、原状回復をし、または財物を還付しなけれ 政処理決定が取り消され・変更され、または執行の誤りが 執行の根拠である行

いときは、法により賠償する。

【違法収益・不法財物・保証金の処理】

第一八七条① 法により廃棄しなければならない物を除き は国庫に上納しなければならない。 および不法財物は、必ず国の関係規定により処理し、また 公安機関が法により没収または収奪・追奪をした違法収益

であろうとも留め置き、 競売し、または任意売却した金員ならびに没収した保証金 は、必ず全て国庫に上納しなければならず、 集団での着服または形を変えた集 如何なる形式

> (阪大法学) 64 (6-355) 1883 [2015.3]

翻

団での着服をしてはならない。

### 第二節 過料の執行

【①過料の履行期限・方式、②現場徴収】

警察官はその場で過料を徴収することができ、法律に別のは行政処罰決定書を受領した日から一五日以内に、指定の銀行で過料を納付しなければならない。次に掲げる事由の銀行で過料を納付しなければならない。次に掲げる事由の第一八へ条① 公安機関が過料決定をした場合は、被処罰者

過料に処し、被処罰者に異議がないとき。 び交通管理違反の歩行者、乗車者および軽車両運転者を一 治安管理違反行為者を五〇元以下の過料に処し、およ

規定があるときは、その規定による。

二〇元以下の過料に処するとき。 一 治安管理・交通管理違反以外の違法行為者をその場で

ことが確かに困難で、被処罰者が申し出たとき。境港において、被処罰者が指定の銀行に過料を納付する三 辺鄙・水上・交通不便の地域、旅客列車上または出入

前項第一号および第三号の事由のいずれかがあるときは、しなければ事後に執行しがたいとき。四 被処罰者が現地で一定した住所がなく、その場で徴収

事件担当人民警察官は被処罰者に確認の署名を求めなけれ

ばならない。

## 【現場徴収の手続および拒否権】

政部門の統一規格の過料領収書を発行しないときは、被処過料領収書を発行しなければならない。省級または国家財産としたときは、省級または国家財政部門の統一規格の第一八九条 公安機関およびその人民警察官はその場で過料

第一九〇条① 人民警察官は過料徴収の日から二日以内に、

還の日から二日以内に現場徴収した過料をその所属公安機なければならない。旅客列車上で現場徴収した過料は、帰二日以内に現場徴収した過料をその所属公安機関に交付し二日以内に現場徴収した過料をその所属公安機関に交付しなければな現場徴収した過料をその所属公安機関に交付しなければな

の銀行に納入しなければならない。② 公安機関は過料を受領した日から二日以内に過料を指定

関に交付しなければならない。

【納付猶予・分納】

経て、過料の納付を猶予し、または分納させることができ被処罰者の申立ておよび処罰決定をした公安機関の承認を第一九一条 被処罰者が確かに経済的に困難であるときは、

【強制執行】

第一九二条① 被処罰者が本規定第一八八条に規定する期限

(阪大法学) 64 (6-356) 1884 [2015.3]

安機関は次に掲げる措置をとることができる 内に過料を納付しなかったときは、行政処罰決定をした公

2

処罰者に速やかに還付しなければならない。 意売却の代金が過料額を超過したときは、残額部分は被 または任意売却して過料の納付に充てる。競売または任 法により封印・差押えをした被処罰者の財物を競売し、

過料額を超えてはならない。 り過料額の三%の過料を加算し、 第一号の措置をとることができないときは、一 加算する過料の総額は 日当た

2 法により処理する。 財物の競売は、公安機関が競売機構に委託して、これが

【人民裁判所への強制執行の申立て】

第一九三条 できる の管轄権のある人民裁判所に強制執行を申し立てることが 定をした公安機関は本規定第一八〇条の規定により所在地 経ても被処罰者がなお履行しなかったときは、行政処罰決 法により過料を加算して三〇日を超え、

第三節 行政拘留の執行

【執行・拘留所

第一九四条① んだ者については、 をした公安機関が拘留所に送致して執行に付す。執行を拒 行政拘留の決定を受けた者については、 拘束的戒具を使用することができる。

> その他の事由があるときは、 えられ、または管轄外地域の拘留所で執行する必要がある 安機関の承認を経て、管轄外地域で執行することができる。 行政拘留の決定を受けた者について、管轄外地域で捕ま 管轄外地域の拘留所の主管公

第一九五条 【同時に薬物禁絶治療決定を受けた者の執行】 が整っていないときは、公安機関が管理する強制隔離薬物 絶治療の期間に算入しない。拘留所に薬物禁絶治療の条件 期間はコミュニティ内薬物禁絶治療または強制隔離薬物禁 治療または強制隔離薬物禁絶治療の決定を受けた者につい ては、先に行政拘留を執行しなければならず、行政拘留の 同時に行政拘留およびコミュニティ内薬物禁絶

【一時執行停止の申立て】

禁絶治療所が代わりに行政拘留を執行することができる。

催告を

第一九六条① 被処罰者が行政拘留処罰決定を不服とし、 申立てをすることができる。口頭で申立てをしたときは 行政拘留決定をした公安機関に行政拘留の一時執行停止 政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起した場合は 公安機関人民警察官は記録しなければならず、かつ、 申立

拘留決定をした公安機関に転送しなければならない。 停止の申立てをしたときは、 時執行停止の決定 被処罰者が行政拘留執行期間中に、 拘留所は直ちに申立てを行政 行政拘留の一 時執行

人が署名し、または指印する。

[2015.3] (阪大法学) 64 (6-357)1885

翻

行停止の申立てを受領した時より二四時間以内に決定をし行停止の申立てを受領した時より二四時間以内に決定をし第一九七条① 公安機関は被処罰者がした行政拘留の一時執

親者が要件に該当する担保人を提供し、または行政拘留一の発生に至らないと思料し、かつ、被処罰者またはその近② 公安機関は行政拘留の執行を一時停止しても社会的危険

③ 同一の被処罰者については、その者に同時に保証人の提拘留の一時執行停止の決定をしなければならない。日当たり二〇〇元の基準で保証金を納付したときは、行政

供および保証金の納付を命じることはできない。

釈放しなければならない。 留所に送達しなければならず、拘留所は直ちに被処罰者を留所に送達しなければならず、拘留所は直ちに被処罰者をときは、公安機関は直ちに行政拘留一時執行停止決定を拘坐 被処罰者がすでに拘留所に送致され執行に付されている

## 【一時執行停止をしない事由

申立人に告知しなければならない。 きは、行政拘留の執行を一時停止しない決定をし、かつ、第一九八条 被処罰者に次に掲げる事由のいずれかがあると

电。

拘留の一時執行停止により執行を一時停止しない。第一九九条 行政拘留に過料を併科したときは、過料は行政【一時執行停止と過料の併科】

- 第二〇〇条①(行政拘留の一時執行停止期間中、被処罰者は【①一時執行停止期間中の遵守事項、②同権利保障】
- 二四時間以内に決定機関に報告すること。

二 住所、勤務単位および連絡方法に変更があったときは、

- 四 逃走し・処罰の執行を拒み、または妨害してはならな証拠を偽造し、または口裏合わせをしてはならないこと。三 行政不服審査および行政訴訟中に証人の証言に干渉し、
- が法により行政不服審査および行政訴訟の権利を行使する)行政拘留の一時執行停止期間中に、公安機関は被処罰者いこと。

### 【担保人の要件】

ことを妨害してはならない。

要件に該当しなければならない。

第二〇一条 行政拘留の一時執行停止の担保人は次に掲げる

政治的権利を有し、人身の自由の制限または剥奪を受当該事件に関係がないこと。

(阪大法学) 64 (6-358) 1886 [2015.3]

けていないこと。

四 担保義務の履行能力があること。 三 当該地域で常住戸籍および一定した住所があること。

## 【担保人が履践すべき手続】

の担保人が要件に該当すると認めたときは、担保人が保証第二〇二条 公安機関は審査を経て行政拘留の一時執行停止

書を提出し、かつ、公安機関に出頭して被担保人を引き取

【①担保人の義務、②義務不履行の法的責任、③担保人の寛

る義務を履行しなければならない。 第二〇三条① 行政拘留の一時執行停止の担保人は次に掲げ

被担保人が本規定第二〇〇条の規定を遵守する旨を保

走したことを発見したときは、速やかに公安機関に報告二 被担保人が証拠を偽造し、口裏合わせをし、または逃証すること。

ることができ、かつ、被担保人に対して行政拘留の執行をときは、公安機関は担保人を三○○○元以下の過料に処すかったために、被担保人が行政拘留処罰の執行から逃げたが政拘留の一時執行停止の担保人が担保義務を履行しなすること。

担保人が積極的に協力したときは、行政処罰をより軽くし、被処罰者が逃走後、公安機関が被処罰者を捕まえることにが、被担保人がなお行政拘留処罰の執行から逃げ、または

### 【担保の変更】

または科さないことができる。

証金の納付もしなかったときは、行政拘留の決定機関は被を過程を合いなければならない。担保人を提供せず、また保証処罰者に改めて担保人を提供し、または保証金を納付すたは担保の条件を喪失したときは、行政拘留の決定機関は一時執行停止期間中、引き続き担保することを望まず、ま第二〇四条 行政拘留の一時執行停止の担保人が行政拘留の

【保証金の受領および管理】

処罰者を拘留所に送致して執行に付さなければならない。

第二〇五条① 保証金は銀行が代理徴収しなければならない。

【①保証金の還付、②同没収】

禁する

らない。留め置き、支払いに用いること、

流用またはその

他の如何なる形式であろうとも保証金を着服することを厳

を指定して、これに保証金の管理の責を負わせなければな

公安機関は事件処理部門以外の法制、

(3)

行政拘留の一時執行停止の担保人が担保義務を履行した

再開する。

(阪大法学) 64 (6-359) 1887 [2015.3]

装備財務等の部門

第二〇六条①

行政拘留処罰が取り消され、または執行が開

翻

または一部没収の決定をし、行政拘留の決定機関は被処罰 げたときは、行政拘留を決定した公安機関は保証金の没収 ればならない。 始されたときは、公安機関は保証金を納付者に還付しなけ 行政拘留の決定を受けた者が行政拘留処罰の執行から逃

【保証金没収決定に対する救済】

者を拘留所に送致して執行に付さなければならない。

第二〇七条 とするときは、法により行政不服審査を申し立て、または 行政訴訟を提起することができる。 被処罰者は公安機関の保証金没収の決定を不服

#### 第四節 【許可証・免許証の取消し】 その他の処理決定の執行

第二〇八条 をした機関は処罰決定発効後速やかに証明書発給機関に通 告により失効を宣言することができる。許可証または免許 取り消された証明書の提出を拒んだときは、公安機関は公 証を取り消す機関が証明書発給機関ではないときは、 消印を押捺した後に収奪しなければならない。被処罰者が 処罰をするときは、取り消される許可証または免許証に取 公安機関が発給した許可証または免許証の取消 決定

【取締りの執行】

知しなければならない。

第二〇九条 ときは、公安機関はその者が専ら不法経営活動の従事に用 により没収し、または追奪する。経営活動の停止を拒んだ する旨を命じることができる。違法収益があるときは、 する等の方式で公示し、被取締者に直ちに経営活動を停止 取締決定をした場合は、経営場所に公告を貼

商行政管理部門に法によりその営業免許証を取り消す旨を

通知しなければならない。

【生産営業停止命令の強制執行】

第二一〇条 公安機関が法によりした生産営業停止命令の執 行を拒んだものについては、公安機関は法により強制執行 し、または人民裁判所に強制執行を申し立てることができ

①強制隔離薬物禁絶治療・収容教育・収容矯正の執行、 る。

コミュニティ内薬物禁絶治療の執行

第二一一条① 所に送致して執行に付す。 隔離薬物禁絶治療の場所・収容教育の場所・収容矯正の場 の決定を受けた者については、決定をした公安機関が強制 は、公安機関はその者に戸籍所在地でコミュニティ内薬物 コミュニティ内薬物禁絶治療の決定を受けた者について 強制隔離薬物禁絶治療・収容教育・収容矯正

禁絶治療を受ける旨を命じなければならず、戸籍所在地以

(阪大法学) 64 (6-360)1888 [2015.

できる。営業免許証を取得していたときは、公安機関は工

いる道具・設備を法により没収し、または収奪することが

とができる。 住地でコミュニティ内薬物禁絶治療を受ける旨を命じるこ外の現居住地に一定した住所があるときは、その者に現居

# 第一三章 渉外行政事件の処理

#### 【基本原則】

らない。権および利益を守り、平等互恵の原則を堅持しなければな 権および利益を守り、平等互恵の原則を堅持しなければな 第二一二条 渉外行政事件を処理するに当たっては、国の主

### 【外国人の国籍の確定】

あり、または国籍が不明なときは、公安機関出入境管理部の有効な証明書に示されている国籍による。国籍に疑問が第二一三条① 外国人の国籍の確認については、その入境時

ならない

② 国籍を解明するすべがない・身元不明の外国人について門が解明に協力する。

ロシン 電告行為省がトで持権のでが負債特権と同じは、その自己申告の国籍または無国籍者として取り扱う。

公安機関まで順に報告を上げていかなければならず、省級関係証拠を保存し、かつ、可及的速やかに関連状況を省級明書および違法行為等の基本的状況を事件記録に記録し、配外国人であるときは、事件担当公安機関はその身元、証第二一四条① 違法行為者が外交特権および免責特権を有す

公安機関が同級人民政府外事部門に外交上の経路を通じて

他人の不法出入境に協力した嫌疑があるとき。

処理する旨を要請する。

すの自由の制限および封印・差押えの強制措置をとっては外交特権および免責特権を有する外国人については、人

### 【使用言語および通訳】

通訳を必要としないときは、書面の声明を提出しなければない。わが国の話し言葉・文字に通暁しており、他人のては、公安機関はその者に通訳を提供しなければならない。わが国の話し言葉・文字に通暁していない者については、公安機関はその者に通訳を提供しなければならない。

② 県級以上公安機関責任者の承認を経て、外国籍当事者はする。

【①審査拘留の要件、②同手続、③同期間】

柱 県 に 担 は (阪大法学) 64 (6-361) 1889 [2015.3]

疑があるとき

を破壊し、またはその他の違法・犯罪活動に従事した嫌 国の安全および利益に危害を及ぼし、社会公共の秩序

不法居留・不法就業の嫌疑があるとき。

(3) 2 示し、かつ、二四時間以内に詢問しなければならない。 審査勾留を実施するに当たっては、審査拘留決定書を提

身元不明のときは、審査拘留期間はその国籍・身元が判明 関の承認を経て六〇日まで延長することができる。国籍・ した日から起算する。 が複雑なときは、直近上級の公安機関または出入境審査機 審査拘留の期間は三〇日を超えてはならず、事件の状況

【審査拘留の解除】

第二一七条 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、 審査

拘留を解除しなければならない。

または境外追放 [駆逐出境] の決定を受けたとき。 送還出境 [遣送出境]、期限内出境命令 [限期出

境

審査拘留をすべきではないとき。

活動範囲制限措置を受けたとき。

四 Ŧī. 審査拘留を解除すべきその他の事由 処理のために事件をその他の部門に送致するとき。

第二一八条① ①活動範囲制限の要件、 きは、審査拘留を適用せず、県級以上公安機関または出入 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあると ②同期間等]

> ることができる。 境審査機関の責任者の承認を経て、その活動範囲を制限す

重病を患っているとき。

一六歳未満または満七〇歳以上のとき。

懐胎し、または自己の嬰児に授乳しているとき。

兀 審査拘留を適用すべきではないその他の事由

超えてはならない。国籍・身元不明の者については、活動 区域を離れてはならない。活動範囲の制限期間は六〇日を 範囲の制限期間はその国籍・身元が判明した日から起算す

けなければならず、公安機関の承認を経ずに、限定された

活動範囲を制限された外国人は、求めに応じて審査を受

る。

【活動範囲制限の遵守事項】

第二一九条 活動範囲を制限された外国人は次に掲げる規定 を遵守しなければならない。

の活動区域を出てはならないこと。 決定機関の承認を経ずに、生活の居所を変更し、

四 らないこと。 如何なる形式であろうとも証人の証言に干渉してはな 証拠の隠滅・偽造、または口裏合わせをしてはならな

二 召喚されたときに速やかに出頭すること。

【①②送還出境の要件、③再入境不許可期間

(阪大法学) 64 (6-362)1890 [2015.3]

第二二〇条① 承認を経て、 きは、県級以上公安機関または出入境審査機関の責任者の とき。 かったとき。 入境を許可しない事由があるとき。 不法居留・不法就業のとき。 法律・行政法規に違反して送還出境をする必要がある 期限内出境命令に処され、所定の期限内に境外に出な 送還出境をすることができる。 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあると

2 ときは、法により送還出境をすることができる。 その他の境外の者に前項に掲げる事由のいずれかがある

いし五年以内は入境を許可しない。 送還出境とされた者は、送還出境をされた日から一年な

【送還出境の送還先】

第二二一条 地域に送還されることができる 送還出境をされる外国人は次に掲げる国または

国籍国

入境前の居住国または 出生地国または地域 地 域

几 Ŧī. 送還出境とされた外国人が入境を許されるその他の国 入境前に出境した出入境港の所属国または地域

拘禁場所 または地域

> 第二二二条 留所または送還施設に拘禁しなければならない。

審査拘留を受けたとき。

運輸機関の運行ダイヤグラム、当事者の健康状態等の客 観的原因または国籍・身元不明のため、 送還出境または境外追放の決定を受けたが天候、 直ちに執行でき 交通

ないとき。

【出入境管理措置に対する行政不服審査】

第二二三条① 囲制限・送還出境措置を不服とするときは、法により行政 不服審査を申し立てることができ、当該行政不服審査決定 外国人が継続的職務質問・審査拘留・活動範

2 審査を申し立てたときは、 を最終決定とする。 その他の境外の者が送還出境措置を不服とし、 前項の規定を適用する

行政不服

第二二四条① 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあると ①期限内出境命令の要件、 ②同執行方法および期限

期限内出境命令をすることができる。

きは、県級以上公安機関または出入境審査機関の決定を経

治安管理に違反したとき。

2 外国人に期限内出境命令を決定するときは、 続き滞在居留することが適切ではないとき。 中国の法律・法規の規定に違反し、 中国の境内で引き 外国人が境

滞在居留事由に合致しない活動に従事したとき。

次に掲げる事由のいずれかがある外国人は、

(阪大法学) 64 (6-363) 1891 [2015.3]

三〇日を超えてはならない。書を取り消さなければならない。期限内出境命令の期限は外に出る期限を定め、その有効な査証または滞在居留証明

【①境外追放の要件・手続、②再入境不許可期間】

あり、担当機関が宣告し、かつ、執行する。情状が重いが、なお犯罪を構成しないときは、担当している公安機関は公安部まで順に報告を上げていき、これが境る公安機関は公安部まで順に報告を上げていき、これが境等 出工五条① 外国人が治安管理または出入境管理に違反し、

日から一○年以内は入境を許可しない。
② 境外追放とされた外国人については、境外追放とされた

【期限内出境命令・境外追放と他の処罰の執行】

追放を執行しなければならない。 行政拘留の執行を完了した後に期限内出境命令または境外限内出境命令または境外追放に処したときは、過料または第二二六条 外国人を過料または行政拘留に処し、かつ、期

【内部手続

等の各制度を厳格に執行しなければならない。の処理に関する規定により、伺報告、内部通知、対外通知第二二七条 渉外行政事件を処理するときは、国の渉外事件

【大使館等への通知】

身の自由制限および活動範囲制限の決定をした後に、決定第二二八条 外国人に行政拘留、審査拘留またはその他の人

当該外国人所属国の在中国大使館・領事館に通知し、かつ、ばならない。省級公安機関は所定の期限内に、関連状況をよびその法的根拠等の状況を省級公安機関に報告しなけれ点および関連状況、違法の主な事実、すでに講じた措置および表が、の法の人の所名、性別、入境時間、旅機関は四八時間以内に外国人の氏名、性別、入境時間、旅機関は四八時間以内に外国人の氏名、性別、入境時間、旅

できるが、ただしその本人が書面の請求を提出しなければる二国間協議を締結していないときは、通知しないことが

当事者の国籍国と必ず通知しなければならない旨を規定す

が大使館・領事館に通知しない旨を求め、かつ、わが国が同級人民政府外事部門に通知しなければならない。当事者

【拘留中等に死亡した外国人の報告等】

ならない。

つ、同級人民政府外事部門に通知しなければならない。大使館・領事館に通知すると同時に、公安部に報告し、かたときは、関係省級公安機関は当該外国人所属国の在中国たはその他の人身の自由制限を受けている期間中に死亡し第二二九条 外国人が行政拘留、審査拘留、活動範囲制限ま

その所属国の在中国外交・領事官が接見を求めた場合は、身の自由制限および活動範囲制限を受けている期間中に、第二三〇条 外国人が行政拘留、審査拘留またはその他の人【人身の自由を制限されている外国人との接見】

決定機関は速やかに手配しなければならない。当該外国人

阪大法学)64(6-364)1892〔2015.3〕

がその所属国の在中国外交・領事官の接見を拒んだときは、 の声明を提出しなければならない。 公安機関は手配しなくともよいが、ただしその本人が書面

### 【関係規定の適用

第二三一条 していないことは、その他の各章関係規定を適用する。 渉外行政事件を処理するに当たり、 本章に規定

#### 第一四章 事件の終結

### 【事件終結の事由

第二三二条 行政事件に次に掲げる事由のいずれかがあった ときは、事件を終結させなければならない。

履行があったとき。 調停手続を適用した事件について協議が成立し、

かつ、

行政処罰不科決定をしたとき。

行政処罰等の処理決定をし、かつ、すでに執行したと

四 更して処理したとき。 違法行為に犯罪を構成する嫌疑があり、 刑事事件に変

Ŧī. 原因により執行するすべがなくなり、 処理決定をした後、執行対象の滅失、 または執行する必 死亡等の客観的

要がなくなったとき。

【調査終了の事由

第二三三条① 調査を経て、行政事件に次に掲げる事由のい

安機関事件処理部門または出入境審査機関以上の責任者の

ずれかがあることを発見したときは、

公安派出所、

承認を経て、調査を終了する。

違法の事実がないとき。

違法行為についてすでに追及時効を経過したとき。

違法被疑者が死亡したとき。

兀 調査終了時に、違法被疑者がすでに行政強制措置をとら 調査を終了する必要があるその他の事

れているときは、直ちに解除しなければならない。

### 【事件記録の取扱い】

第二三四条 関係規定により事件終結または事件調査終了の後に事件記 録を保管のために記録部門に引き渡し、または自ら保管し については、一事件一巻の原則で事件記録を作成し、かつ、 行政事件の処理過程において作成した文書資料

【事件記録の主な内容】

なければならない。

第二三五条 行政事件の事件記録は次に掲げる内容を含まな ければならない。

証拠材料。

決定文書

【資料の完全性保持】

事件処理中に作成したその他の法律文書。

事件受理登録表またはその他の事件発見の記録

(阪大法学) 64 (6-365) 1893 [2015.3]

ならない。 
る資料は完備していなければならず、損壊・偽造をしては第二三六条 
行政事件の法律文書および性質認定の根拠とな

### 第一五章 附則

【法執行・事件処理のIT化】

ンライン審査確認・審査承認をしなければならない。 資料を法執行・事件処理情報システムに記録し、かつ、オ証拠採取、強制措置の実施、処理等の状況および関係文書証 単作処理部門は関係規定により行政事件の受理、調査・

【行政法律文書の様式】

制定することができる。

務中に必要なその他の法律文書は、省級公安機関が様式を務中に必要なその他の法律文書は、省級公安機関が様式を第二三八条 本規定の執行に必要な法律文書の様式は、公安

第二三九条 本規定における「以上」・「以下」・「内」はいず【以上・以下・内の定義】

意を表したい。

①施行日、②特別規定との関係】れも基準の数または基準の級を含む。

第二四〇条① 本規定は二〇一三年一月一日から施行し【①施行日、②特別規定との関係】

時に廃止する。

公安部のその他の規則に行政事件処理手続についての特

制度は二〇一三年七月一日から施行する。二〇〇六年八月

「中華人民共和国出入境管理法」により新たに設定された

がないときは、本規定により処理する。別規定があるときは、特別規定により処理する。特

大学博士後期課程)からご教示を賜った。ここに記して謝た学博士後期課程)からご教示を賜った。ここに記して謝たムの動態構造の解明を目指して」(二五七八〇〇〇四)の成果の一部である。 本翻訳に際しては中国法研究会(於北陸大学)参加者各本翻訳に際しては中国法研究会(於北陸大学)参加者各本翻訳に際しては中国法研究会(於北陸大学)参加者各本翻訳に際しては中国法研究会(於北陸大学)参加者各の成果の一部である。

(阪大法学) 64 (6-366) 1894 [2015.3]